

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿  
(参考送付先)  
庁内各局部課長  
各附属機関の長  
各地方機関の長

警察庁丙組二発第230号、丙人少発第32号  
令和5年8月8日  
警察庁刑事局長  
警察庁生活安全局長

「第六次薬物乱用防止五か年戦略」の策定について（通達）

令和5年8月8日、薬物乱用対策推進会議において、政府を挙げた総合的な対策を講じて薬物乱用の根絶を図ることを目的に、「第六次薬物乱用防止五か年戦略」（別添1。以下「新戦略」という。）が策定されたことから、各都道府県警察にあっては、新戦略に沿った諸施策の推進に努められたい。

また、同会議では、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に基づいて関係省庁が取り組んだ施策の内容及び効果について取りまとめた「第五次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップ」（別添2）が了承されたので、参考までに送付する。

なお、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」の策定について（通達）」（平成30年8月17日付け警察庁丙組薬銃発第2号ほか）は、廃止する。

# 第六次薬物乱用防止五か年戦略

令和5年8月

薬物乱用対策推進会議

## 目次

1. はじめに.....	3
2. 戦略策定上の重要項目 .....	3
(1) 大麻乱用期への総合的な対策の強化 .....	3
(2) 再乱用防止対策における関係機関の連携した“息の長い支援”の強化..	4
(3) サイバー空間を利用した薬物密売の取締りの強化.....	4
(4) 国際的な人の往来増加への対応強化 .....	5
(5) 薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信 .....	5
3. 戦略目標.....	5
4. 五つの目標 .....	7
<b>目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上         による薬物乱用未然防止</b> .....	7
(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実 .....	7
(2) 有職・無職少年に対する啓発の強化.....	9
(3) 国際的な人の往来の増加に向けた海外渡航者に対する広報・啓発活 動の推進 .....	10
(4) 国民全体の規範意識の向上に向けた広報・啓発活動の推進 .....	10
<b>目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱         用防止</b> .....	13
(1) 薬物依存症者等への医療提供体制の強化 .....	13
(2) 刑事司法関係機関等が連携した社会復帰に繋げる息の長い指導・支 援の推進 .....	14
(3) 地域社会における本人・家族等への支援体制の充実.....	16
(4) 薬物依存症に関する正しい理解の促進 .....	17
(5) 薬物乱用の実態や再乱用防止に向けた効果的なプログラムに関する 研究の推進 .....	18
<b>目標3 国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に         に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応に         よる薬物の流通阻止</b> .....	19
(1) 暴力団、準暴力団等及び国際犯罪組織の薬物密売対策の推進 .....	19

(2) 薬物犯罪収益対策の推進 .....	20
(3) 巧妙化・潜在化する密売事犯への対応 .....	21
(4) 大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底 .....	21
(5) 未規制物質等に対する情報収集と迅速な規制等の推進 .....	22
(6) 正規流通麻薬、向精神薬等に対する監督強化 .....	23
<b>目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止 .....</b>	<b>24</b>
(1) 密輸等に関する情報収集の強化 .....	24
(2) 薬物密輸ルート の 解明 と 水 際 に お け る 取 締 体 制 の 構 築 .....	25
(3) 水際と国内の関係機関が連携した薬物取締りの徹底 .....	27
(4) 国際的な人の往来の増加に向けた訪日外国人に対する広報・啓発活動の推進 .....	27
<b>目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止 ..</b>	<b>28</b>
(1) 国際的な取締体制の構築による国内への薬物流入阻止 .....	28
(2) 各国・地域における薬物乱用実態や取締方策の把握 .....	28
(3) 国際会議・国際枠組への積極的な参画 .....	29
(4) 主要な仕出国・地域等との協力体制の強化 .....	30

## 1. はじめに

政府は、平成10年5月に第一次となる「薬物乱用防止五か年戦略（以下「戦略」という。）」を策定して以降、その時々の薬物情勢に即した4度の改訂を行ってきた。同戦略に基づき、関係府省庁の緊密な連携のもと、予防啓発活動等による国民の規範意識の醸成や取締り等を含めた総合的な対策の結果、我が国は諸外国と比較して、極めて低い薬物生涯経験率を誇り、薬物政策が功を奏している。

特に第五次戦略中(平成30年～令和4年)における覚醒剤乱用検挙者数は、減少の一途をたどり、令和4年には6,289人にまで減少した。これは、第三次覚醒剤乱用期のピークであった平成9年の約1万9千人台と比して約三分の一の検挙人員と等しい。

しかしながら、後述する大麻事犯の急激な増加等により、全薬物事犯の検挙人員を見ると、この10年間は1万4千人前後の横ばい状態であり、引き続き予断を許さない状況と言える。また、令和元年には、覚醒剤の年間押収量が2,649.7kgと過去最多を記録するなど、覚醒剤の大量押収が相次いでいるにもかかわらず、国内における末端密売価格に大きな変動がないことは、なお潜在的な需要が存在し、供給の遮断において課題を抱えていることを示唆している。さらに、覚醒剤事犯における再犯者率は約7割と高水準な上、その割合は増加傾向にあることから、覚醒剤の依存性の強さがうかがえ、再乱用防止対策が需要の削減において重要な対策であることは明らかである。

このように、第五次戦略を振り返ってその成果と課題が明らかとなってきたことに加え、我が国における新たな脅威として注目するのは、大麻の乱用拡大、サイバー空間の悪用、密輸形態の変化である。

戦後約70年、我が国の主要な薬物犯罪は覚醒剤事犯であったが、近年大麻事犯が覚醒剤に迫る勢いで急激な増加傾向を示している。令和3年には過去最多の検挙人員を記録し、今まさに大麻乱用期の渦中にあると言え、大麻に特化した施策が急務となっている。

また、今後見込まれる国際的な人の往来増加による薬物密輸入リスクの増加に加えて、サイバー空間における薬物密売市場の拡大及び供給・入手手段の巧妙化といった新たな脅威への対策も重要である。

第一次の戦略策定から四半世紀が経過した今、一定の成果を上げながらも未だ予断を許さない我が国の薬物情勢においては、第五次までの戦略を継承・深化するとともに、台頭する新たな脅威に対抗するための新たな施策を含めた、第六次戦略を策定し、引き続き政府一丸となった総合的な対策を講じ、薬物乱用の根絶を図る必要がある。

## 2. 戦略策定上の重要項目

### (1) 大麻乱用期への総合的な対策の強化

大麻事犯については、近年増加傾向を示し、令和3年には検挙人員が5,783人と過去最多を更新、令和4年においても5,546人と前年に続く高い水準にある。特に、30歳未満の検挙人員の割合が、大麻事犯全体の約

69%を占めており、他の規制薬物に比べ若年層の割合が高いことが挙げられる。その背景として、インターネット等における「大麻には有害性がなし」等の誤情報の流布や、諸外国における嗜好用大麻の合法化のような国際的な潮流が影響しており、大麻乱用防止の規範意識を向上させるためには、より一層の啓発活動の強化が求められている。

併せて、大麻乱用者の特徴として、大麻の乱用を正当化する傾向があり、再乱用防止の動機付けに対する障害となっているため、再乱用対策においては、規制薬物という一律的な枠組みに加えて、大麻に特化した取組も必要である。

さらには、乱用者の取締りのみならず、栽培事犯、密輸事犯の取締りなど、供給遮断の観点から、関係省庁の連携による取締強化も必要であり、まさに政府全体での対応が求められている。

## **(2) 再乱用防止対策における関係機関の連携した“息の長い支援”の強化**

再乱用防止対策は、薬物の需要削減という一面だけではなく、国民の健康的な生活を確保し、福祉を促進する上でも重要な位置づけにある。平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の一つにも「薬物やアルコール等の乱用防止・治療を強化する」と掲げられている。

薬物乱用者は、治療を必要とする薬物依存症患者である場合があるとともに、精神的・肉体的な疾患や様々な社会的困難を抱えている場合もあることを理解した上で、薬物依存症からの回復支援の対応を推進し、薬物依存症の治療等を含めた再乱用防止や社会復帰支援策を充実させる必要がある。

そのため、薬物乱用や薬物依存の背景事情も考慮に入れ、社会復帰を目指す者を地域社会の一員として社会全体で支えるために、関係機関が連携した“息の長い支援”を一層強化する必要がある。

## **(3) サイバー空間を利用した薬物密売の取締りの強化**

近年、秘匿性の高いメッセージアプリ、暗号資産等の通信技術の普及により、インターネット上のサイバー空間を悪用した薬物の密輸、密売が急速に広がっており、通信記録や資金の流れ等が秘匿化されることにより、取締機関による摘発や立証が困難となる事態が生じている。

また、近年、SNS等により、顔を合わせることなく薬物密輸の共犯者を募るいわゆる「闇バイト」も確認されており、安易に応募した者が密輸に加担させられる事案も発生している。

このような現在の薬物情勢においては、国民の誰しものがインターネット端末一つで、違法薬物の購入のみならず、薬物密輸に関与し、薬物犯罪の当事者になり得る深刻な状況にある。

今後も、こうした新たな技術を悪用した手口の増加が見込まれるが、取締機関が後手に回ることなく、巧妙化する犯罪手口に対応するため、捜査

技術・手法をより高度化させるとともに体制強化を図る必要がある。

#### **(4) 国際的な人の往来増加への対応強化**

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、我が国において初となる緊急事態宣言が発令され、令和元年に3,188万人いた訪日外国人の数は令和3年には25万人まで激減した。

一方、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の緩和等に伴い、その数は増加に転じており、政府としても令和7年までに令和元年水準を超えることを目標として掲げている。令和7年には大阪・関西万博の開催も予定されており、今後、急激な国際的な人の往来増加が見込まれることから、特に訪日外国人による規制薬物の国内への持ち込みや、海外渡航者による帰国時の持ち込みによって、密輸のリスク増加が予想される。

これらの状況を踏まえ、更なる薬物取締体制の拡充や訪日外国人・海外渡航者への注意喚起等、水際取締りを一層強化し、薬物供給の遮断を図る必要がある。

#### **(5) 薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信**

仕出地・中継地の広域化に伴う薬物密輸ルート複雑化への対応については、海外機関と国際的に連携した取締りが重要であることから、一層の連携強化を図る必要がある。

諸外国においては、近年では一部の国々の潮流として、薬物政策を転換し、嗜好用途での大麻使用を合法化する動きや、ハームリダクション政策として、薬物使用者に対する非犯罪化、非刑罰化等を推進する動きがある。一方、我が国の違法薬物の生涯経験率は、諸外国と比して著しく低く、予防政策を含む薬物政策が功を奏していると言える。我が国の安全、安心を引き続き確保していく上でも、我が国の薬物政策は今後も維持すべきであり、我が国の薬物政策の特徴や利点についての国際的な理解を進め、予防政策や啓発活動の継続、発展的検討の重要性について国際社会への発信を強化し、連携・協力していく必要がある。

### **3. 戦略目標**

本戦略を推進するに当たっては、以下の5つの目標を設定し、薬物乱用対策推進会議の下に関係府省庁が緊密に連携して、各目標の達成に向けた取組を推進する。

目標1・・・青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

目標2・・・薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

目標 3 . . . 国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

目標 4 . . . 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

目標 5 . . . 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止



## 4. 五つの目標

### 目標 1

#### 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

これまでに、関係府省庁が一体となって実施してきた薬物乱用未然防止のための諸施策により、我が国の薬物生涯経験率は諸外国に比べて低水準を保持してきた。これは、政府が一丸となって薬物乱用の未然防止対策を推進してきた成果が着実に現れているところである。

しかしながら、令和4年3月に公表された内閣府の治安に関する世論調査によれば、6割を超える国民が「偽の情報を含め様々な情報がインターネット上で氾濫し、それが容易に手に入るようになった」と不安視している状況にある。特に大麻については、令和4年の警察庁の調査において、大麻事犯で検挙された者の約8割が大麻の危険（有害）性について「なし（全くない・あまりない）」と認識し、約3割が「インターネットから危険（有害）性を軽視する情報を入手した」と回答している。若年層による大麻の乱用拡大が進む中、こうしたインターネットにおける誤情報の流布が、薬物乱用の根絶を図る上で大きな障壁になるおそれがある。

薬物乱用を未然に防止するため、特に青少年を中心に薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識させるべく、学校等と連携して薬物乱用防止教室を開催するなど、積極的な広報・啓発を推進することが必要不可欠である。

このため、薬物乱用に関する基礎知識及び薬物の具体的な危険性・有害性、薬物乱用への勧誘に対する対応方法等について、啓発対象者の属性に応じた訴求力の高い広報媒体を利用し、科学的知見を理解しやすい内容にする。加えて、関係府省庁が統一的な方針のもとに、必要に応じて連携して活動するなどして、以下の対策を講じることとする。

#### （1）学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実

児童生徒等が、薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識を持ち、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させることができるよう、小学校、中学校及び高等学校における指導・教育内容の充実を図るとともに、指導者が、科学的知見に基づいた適切な指導・教育方法を修得するため、また、大学等の学生に対する啓発活動の推進を図るため、以下のような取組を行う。

#### （薬物乱用防止教育の内容の充実強化）

- ・ 学校における薬物乱用防止教育は、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科、特別活動の時間はもとより、道徳、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導が行われるよう引き続

き周知を図る。(文部科学省)

- ・ 児童生徒が、薬物乱用の危険性・有害性のみならず、薬物乱用は、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、断りにくい人間関係、宣伝・広告や入手しやすさなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにするため、指導方法の工夫が行われるよう一層の周知を図る。(文部科学省)
- ・ 薬物の危険性・有害性等に関する科学的な知見に基づいた薬物乱用防止に関するパンフレットや教材等を作成・配布する。(厚生労働省、警察庁、文部科学省)

(薬物乱用防止教室の充実強化)

- ・ 薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める。(文部科学省、警察庁)
- ・ 関係機関が連携し、薬物乱用防止教室で活用するための有効な資料の研究・開発を行う。(厚生労働省、警察庁、文部科学省)
- ・ 薬物等に関する専門知識を有する警察職員、麻薬取締官、学校薬剤師、矯正施設職員、保健所職員、税関職員等が連携し、学校等における薬物乱用防止教室を充実強化する。(文部科学省、警察庁、財務省、法務省、厚生労働省)
- ・ 薬物乱用防止教室の開催に際して、薬物乱用防止広報車を活用するなどして児童生徒の薬物乱用根絶意識の向上を図る。(警察庁)
- ・ 学校警察連絡協議会、研修、講演等を通じた情報交換を実施することで、学校と警察等の関係機関との連携を一層強化する。(文部科学省、警察庁、法務省)
- ・ 薬物乱用防止教室等に対し、要請に応じて薬物乱用防止指導員等の講師派遣や教材提供を行い、児童生徒等に対する薬物乱用防止の啓発を推進する。(厚生労働省)

(研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上)

- ・ 薬物乱用防止教育に携わる指導者に対する研修会や講習会を開催するとともに、最新かつ正確な薬物知識を掲載した資料等を提供するなどし、指導方法及び指導内容の充実強化を図る。(文部科学省、警察庁、厚生労働省)
- ・ 教員以外の指導者による効果的な指導に必要な薬物乱用に関する最新の知見のみならず、児童生徒の発達段階、学校における指導状況等への理解を深めるため、国、都道府県、関係機関等が開催する研修会の充実を図る。(文部科学省)
- ・ 薬物乱用防止教室の講師等を行う薬物乱用防止指導員の育成と資質向上を図る。(厚生労働省)

(大学等の学生等に対する薬物乱用防止のための啓発の推進)

- ・ 大学等の学生に対して、講習会を実施するなど、薬物乱用防止に関する啓発活動を推進する。(文部科学省、厚生労働省、警察庁)
- ・ 大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発資料を作成・配布し、大学等に対し入学時のガイダンスにおける活用を促すなど、啓発・指導の充実を図る。(文部科学省)
- ・ 大学等の学生担当の教職員が集まる会議等において「大学生等に対する薬物乱用防止のための啓発用パンフレット」の活用や大学等での取組の促進について理解啓発を図る。(文部科学省)

(薬物乱用少年の早期発見・補導等の推進)

- ・ 街頭補導活動による薬物乱用少年の早期発見・補導を通じて、薬物乱用防止を図る。(警察庁)
- ・ 少年のたまり場となりやすい店舗・場所の管理者等に対して、警察への早期通報等について協力を要請する。(警察庁)
- ・ 少年補導員等に対して、少年の薬物乱用状況や乱用薬物についての知識の向上を行う。(警察庁)

## (2) 有職・無職少年に対する啓発の強化

少年の覚醒剤事犯・大麻事犯検挙者のうち、有職・無職少年の占める割合が高い反面、このような少年に対する薬物乱用防止教育が十分に行き届いていない状況にある。そこで、有職・無職少年の生活状況に対応しつつ、薬物乱用防止に関する啓発に触れる機会を提供するとともに、手法を工夫した啓発を引き続き実施する必要があるため、以下の取組を行う。

(労働関係機関・団体等による啓発の推進)

- ・ 有職・無職少年に向けた薬物乱用防止啓発読本を作成し、配布する(厚生労働省)
- ・ 労働関係機関・団体等と連携し、社員研修等を通じた薬物乱用防止に関する啓発を実施する(警察庁)

(インターネット等を活用した広報・啓発の推進)

- ・ ウェブサイト、SNSへの薬物乱用防止パンフレット等の掲載を通じて情報を発信する。(警察庁、厚生労働省)
- ・ 青少年が多く利用するSNSや動画配信サイトにおける啓発活動を実施する。(警察庁)

(薬物乱用少年の早期発見・補導等の推進) (再掲)

### (3) 国際的な人の往来の増加に向けた海外渡航者に対する広報・啓発活動の推進

新型コロナウイルス感染拡大の影響により低迷していた海外渡航者の急増が見込まれる中、海外渡航者に対し、我が国と諸外国の薬物規制状況の違いを正しく周知し、渡航先において興味本位で薬物を乱用することを防止するとともに、「運び屋」への勧誘に応じることの危険性等について、十分に注意喚起を行う必要があることから、以下の取組を行う。

- ・ ウェブサイト等を活用し、海外渡航者等に向け、違法薬物の危険性、海外での違法薬物の所持、「運び屋」として利用される密輸等の危険性や大麻を原材料とする食品等の持ち帰りに関する注意喚起を行うとともに、政府の取組の周知を行う。（警察庁、財務省、外務省、厚生労働省）
- ・ 海外渡航に関係する事業者等に対し、渡航先における薬物乱用の危険性や薬物乱用防止に関するポスターの掲示、ウェブサイト等の紹介を依頼する。（厚生労働省、警察庁）

### (4) 国民全体の規範意識の向上に向けた広報・啓発活動の推進

青少年による薬物乱用を防止するためには、学校教育のみならず、国民全体の規範意識の向上が肝要であり、国民生活のあらゆる機会を捉え、様々な広報媒体を活用して、乱用著しい大麻をはじめとする違法薬物について科学的知見に基づいた効果的な広報・啓発を実施する必要があるため、以下の取組を行う。

(家庭や地域における薬物乱用防止に関する広報・啓発の推進)

- ・ 青少年の保護者や地域社会を対象とした薬物乱用防止啓発パンフレットを作成し配布するなどして薬物乱用防止広報・啓発を推進する。（警察庁、厚生労働省）
- ・ SNSやウェブサイト等、インターネットを通じて青少年へ伝わる有害情報への対策としてフィルタリングの導入を促進する。（警察庁）
- ・ “社会を明るくする運動”の一環として、薬物乱用問題をテーマとした地域住民を対象とする講演会、住民集会、ケース研究等を実施し、講師を派遣する。（法務省）
- ・ ウェブサイト等を通じて、学校等における薬物乱用防止教室の講師を広く募集する。（厚生労働省）
- ・ 薬物等を含む各種依存症の予防に資するため、児童生徒や学生、保護者、地域住民等に向けた啓発講座等を実施する。（文部科学省）

(地域における相談窓口の周知)

- ・ ウェブサイトやリーフレット等の広報媒体のほか、研修会、講習会、各種運動等のあらゆる機会を通じた相談窓口の周知により相談機関の積極的な活用を図る。(厚生労働省、こども家庭庁、警察庁、消費者庁、法務省、財務省、文部科学省)

(街頭キャンペーン等による啓発の推進)

- ・ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(6月20日～7月19日)を始め、「不正大麻・けし撲滅運動」(5月～6月)、「薬物乱用防止広報強化期間」(6月～7月)、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月)、「社会を明るくする運動」(7月)、「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」(10月～11月)等の月間運動や「薬物銃器犯罪根絶の集い」等のキャンペーンにおいて、青少年及び青少年育成関係者に対し、薬物乱用の危険性・有害性や薬物乱用防止のための指導方法等についての広報啓発活動を一層積極的に展開する。(こども家庭庁、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省)
- ・ 関係機関、ボランティア団体等と連携し、駅前や街頭でのキャンペーン等を実施する。(警察庁、財務省、厚生労働省)

(各種業界団体等への啓発活動)

- ・ 自動車運送事業者に対し、監査や講習等を通じ、薬物の使用禁止の徹底を周知する。(国土交通省)
- ・ 関係団体に対し、各種乱用防止運動等への参画を通じ、薬物乱用防止の啓発を依頼する。(厚生労働省)

(関係機関・団体と連携した情報共有体制の構築及び活用)

- ・ 相談機関間の連携強化により迅速な情報共有体制を構築する。(厚生労働省、警察庁、法務省、財務省、文部科学省)
- ・ 各種啓発ポスターやチラシ等を作成し、関係機関・団体へ配布する。(厚生労働省、こども家庭庁、警察庁、法務省、財務省、文部科学省)
- ・ 薬物の専門知識を有する有識者、関係機関等と連携し、啓発活動を実施する。(厚生労働省)

(大麻等違法薬物の有害性・危険性等、エビデンスに基づくデジタルツール等の媒体を効果的に活用した広報・啓発)

- ・ 薬物の危険性・有害性等に係る最新の科学的知見を収集、関係機関・団体と共有し、エビデンスに基づく情報を広報・啓発資材に反映させることで内容の充実を図る。(警察庁、厚生労働省)
- ・ 違法薬物による死因については、医師による死亡診断書・死体検案書への適切な記載とともに、警察等の情報提供により、適切に市町村と共有を図る。(厚生労働省、警察庁)

- ・ ウェブサイト、SNS、啓発用動画等を始めとしてより青少年の目に触れやすい広報媒体を活用するとともに、政府広報とも連携した情報発信を行うほか、薬物の危険性・有害性等を強く印象付ける画像等を用いるなど、手法を工夫し、内容を充実させ、啓発活動を強化する。（厚生労働省、警察庁、内閣府）
- ・ 「あやしいヤクブツ連絡ネット」を通じて、インターネット上で販売される薬物等の関連情報を収集・提供するとともに、薬物乱用の危険性・有害性等の周知を行う。（厚生労働省）
- ・ デジタル広告を活用し、若年層や大麻への関心が高い者に対する効果的な広報・啓発を実施する。（厚生労働省）
- ・ ウェブサイトや税関展示室等を活用し、広く一般国民に対して税関における水際取締対策等を広報する。（財務省）
- ・ 啓発ポスターやチラシを、消費生活センター等の協力を得て配布する。（消費者庁）

#### （意識調査の実施）

- ・ 青少年を中心とした国民の薬物乱用に関する意識調査を行うなどして広報・啓発活動の効果を確認するとともに、意識調査の結果を広報啓発活動に反映させるなど、広報・啓発施策の一層の充実を図る。（厚生労働省、警察庁）

## 目標 2

### 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

薬物乱用者の中には、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である者も含まれることから、政府においては、これまで、矯正施設や保護観察所における専門的プログラムの実施といった改善更生に向けた指導を充実させてきた。また、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症からの回復に向けて、地域社会の保健医療機関等につなげるための支援や、薬物依存の問題を抱える者が地域で相談や治療を受けられるようにするための相談拠点・専門医療機関の拡充、医療従事者等の育成等を進めてきた。さらに、これまで支援が届きにくかった、保護観察の付かない全部執行猶予判決を受けた者等を含む薬物依存の問題を抱える者に対し、麻薬取締部による専門的プログラムを実施してきた。その結果、覚醒剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入率は、平成27年出所者が19.2パーセントであったところ、令和2年出所者は15.5パーセントまで減少するなど、薬物事犯者に対する再犯の防止等に関する施策は、一定の成果を上げてきた。

しかしながら、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関は、いまだ十分とは言い難い状況にあり、薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等で治療・支援を受けた者の割合は低調に推移している。

これらの課題に対応するため、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関の更なる充実を図るとともに、刑事司法関係機関、地域社会の保健医療機関等の各関係機関が、“息の長い”支援を実施できるよう、連携体制を更に強化していく必要がある。

#### (1) 薬物依存症者等への医療提供体制の強化

薬物依存症の治療を提供できる医療機関が限られており、薬物依存症者の中には、遠方の医療機関への通院が困難であり治療を受けない者や治療を中断してしまう者が存在する。薬物の再乱用防止には、薬物依存症からの回復に向けて適切な治療を継続して実施する必要があり、認知行動療法に基づく治療回復プログラムの実施を中心とした医療提供体制の充実強化のため、以下の取組を行う。

##### (専門医療機関の充実)

- 都道府県及び政令指定都市における薬物依存症の専門医療機関、治療拠点機関の選定を推進するとともに、認知行動療法を用いた治療・回復プログラムの更なる充実・普及を図る。(厚生労働省)

##### (治療が可能な医療従事者の育成)

- 薬物依存症の治療に当たる医療従事者の専門性を向上するための認知行動療法等の研修を実施するとともに、精神科以外の医療機関に勤

務する医療従事者の対応力向上や潜在的な薬物依存症者の早期発見、早期対応に資するための研修の充実を図る。（厚生労働省）

## （２）刑事司法関係機関等が連携した社会復帰につなげる息の長い指導・支援の推進

薬物の再乱用を防止するためには、薬物依存症の患者である場合もある薬物事犯者に対し、薬物を使用しないよう指導することに加え、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、適切な治療・支援を受けさせる等、刑事施設等入所中から保護観察を経て地域移行に至るまでの継続的かつ長期的な指導・支援を充実させることが重要であることから、以下の取組を行う。

（矯正施設における効果的な指導・支援の推進）

- ・ 矯正施設における適切なアセスメントの実施を推進し、再犯リスクを踏まえた効果的な指導を実施するとともに、薬物指導等体制を整備する。（法務省）

（保護観察対象者に対する効果的な指導・支援の推進）

- ・ 薬物再乱用防止プログラムを特別遵守事項に義務付けて実施するとともに、同プログラムに基づく指導を義務付けられない者に対しては、自発的意思に基づく簡易薬物検出検査を受けるよう働き掛ける。（法務省）
- ・ 薬物依存のある保護観察対象者に対し、必要に応じて地域の医療機関における医療や精神保健福祉センター等における支援を受けるよう働き掛ける。（法務省）
- ・ 必要な知識・資格等がなく、又は自己の能力に応じた適切な職業選択ができないなどにより、求職活動が円滑に進まない場合や一旦就職しても離職してしまう場合などがあるという課題を踏まえ、薬物依存のある者を含む保護観察対象者に対し、就労に向けたきめ細かな支援の充実を図る。（法務省）
- ・ 薬物依存のある刑務所出所者等の再乱用防止対策等を充実強化し、引き続き地域においても適切な支援を受けることができるよう、地方更生保護委員会及び保護観察所における所要の体制整備を図る。（法務省）
- ・ 薬物依存からの回復等に関する専門家を招へいし、薬物依存のある保護観察対象者の処遇に当たる保護観察官を対象として薬物依存対策研修やスーパーバイズを実施する。（法務省）

（保護司適任者の確保と活動基盤の強化）

- ・ 薬物依存のある保護観察対象者の社会復帰支援を担う保護司の安定的確保を推進するため、保護司候補者検討協議会や保護司活動インタ



ーンシップの実施等を通じて保護司適任者の確保に努めるとともに、保護司活動に伴う様々な負担を軽減するため、更生保護サポートセンターの活用や保護司活動の一層のデジタル化を図るなどして、保護司の活動基盤を強化する。（法務省）

（更生保護施設における社会復帰支援体制の強化）

- ・ 更生保護施設等において薬物依存のある保護観察対象者等の受入れを促進するとともに、当該施設等の受入れ機能の強化や薬物依存から回復するための支援を充実させる。（法務省）
- ・ 更生保護施設による訪問支援事業を全国展開するなど、地域移行後の継続的支援体制の強化を図る。（法務省）

（刑事司法関係機関による社会復帰支援の推進）

- ・ 薬物事犯者の再乱用防止に向けた効果的な方策を検討する。（法務省、厚生労働省）
- ・ 薬物事犯者に対する処遇プログラム等に関する矯正・保護実務者連絡協議会の開催を通じて、施設内処遇と社会内処遇の効果的な連携の在り方を検討する。（法務省）
- ・ 出所後の帰住先が確保されていない薬物事犯受刑者等に対し、必要に応じて帰住先の確保及び薬物依存からの回復に向けた関係機関との調整等、社会復帰支援を行う。（法務省）
- ・ 出所後の帰住先が確保されていない薬物事犯受刑者等に対し、薬物事犯者特有の問題性に焦点を当てた調査を実施し、問題性に応じた出所後の帰住先の確保に係る生活環境の調整を実施する。（法務省）
- ・ 刑事施設を満期出所した薬物事犯者等に対し、必要な支援を実施する。（法務省）
- ・ 薬物事犯により検挙した執行猶予判決が見込まれる者、保護観察の付かない執行猶予判決を受けた者等について関係機関と連携の上、必要に応じて面接を行い、再乱用防止に資する冊子の配布・情報の提供、認知行動療法に基づいた再乱用防止プログラムの実施、医療機関等への引継ぎなどを行う。（法務省、厚生労働省、警察庁）
- ・ 再乱用防止指導の一貫性を保つとともに、対象者に応じた適切な対応を可能とするために、再乱用防止に従事する職員向けの教材等の作成や研修の充実を図る。（厚生労働省）
- ・ 公認心理師等の再乱用防止支援員を配置し、職員と連携の上で対象者に応じた適切な支援を実施する。（厚生労働省）

（依存度合に応じた効果的な指導・支援の推進）

- ・ 刑事施設において薬物依存の重症度及び再犯リスクを踏まえた効果的な指導及び支援を実施する。（法務省）

(大麻事犯者の特性に対応した効果的な指導・支援の推進)

- ・ 少年院における大麻に関する新たな指導教材を作成するなど、大麻使用歴を有する者への指導の充実を図る。(法務省)
- ・ 保護観察所における薬物再乱用防止プログラムに大麻に関する指導項目を新設し、大麻事犯者の特性に対応した処遇の充実を図る。(法務省)

### (3) 地域社会における本人・家族等への支援体制の充実

薬物依存のある者の再乱用を防止するためには、刑事司法関係機関での対応を終えた後も地域社会の中で引き続き適切な支援を受けることができるよう、地域の医療・保健・福祉機関と連携を図り、適切な機関へつなげていくことが重要であることから、以下の取組を行う。

(相談・支援窓口の周知と充実)

- ・ 都道府県及び政令指定都市に依存症相談員を配置した相談拠点を設置し、本人やその家族からの薬物依存症に関する相談支援窓口の充実を図る。(厚生労働省)
- ・ 精神保健福祉センター等において、民間団体との連携を図りつつ、本人に対する治療・回復支援や家族に対する支援に取り組む。(厚生労働省)
- ・ 法務少年支援センターについての広報を推進する。(法務省)
- ・ 薬物依存のある刑務所出所者等の引受人・家族等に対し、薬物乱用の有害性及び当該刑務所出所者等への対応等に関する知識を付与するための講習会・相談会を実施する。(法務省)
- ・ 薬物問題を抱える当事者及びその家族に向け、冊子の配布や講習会を開催するなどして相談・支援窓口や民間支援団体の周知を行い、相談機関活用の促進を図る。(厚生労働省、警察庁)
- ・ 各地域において、薬物依存症者等を支援する関係機関の連絡会議を開催し、各機関における相談事例を共有するなど、当事者及びその家族等に対する相談体制の充実強化を図る。(厚生労働省)

(自助グループ等民間団体支援の充実)

- ・ 薬物依存症からの回復に向けて、薬物依存症者やその家族を切れ目なく支援するため、地域で活動する自助グループ等民間団体の活動を促進するための取組の充実を図る。(厚生労働省)

(相談・支援に携わる人材の育成)

- ・ 都道府県及び政令指定都市の精神保健福祉センター等において薬物依存症の相談支援に当たる職員の対応力を強化するため、研修の充実を図る。(厚生労働省)
- ・ 障害福祉サービス事業者や相談支援事業者等の薬物依存症者への生

活支援に当たる者に対する研修の充実を図る。（厚生労働省）

- ・ 職員の専門性向上を図るための各種研修等を実施する。（法務省）

（刑事司法関係機関と地域社会が連携した社会復帰支援体制の強化）

- ・ 法務省及び厚生労働省により策定された「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき、刑事司法関係機関と医療・保健・福祉機関等との一層の連携を図る。（法務省、厚生労働省）
- ・ 矯正施設の指導プログラムにおける地域の支援機関等との連携強化を図る。（法務省）
- ・ 薬物依存のある保護観察対象者が居住する地域における薬物処遇に関係する機関との連携を図るため、保護観察所において地域支援連絡会議を実施する。（法務省）
- ・ 薬物依存のある保護観察対象者の処遇に係るケア会議の実施を通じて関係機関との連携の強化を図る。（法務省）
- ・ 医療機関等に通院等する保護観察対象者の同意を得て、医療機関等から医療・支援状況に係る情報提供を受け、当該保護観察対象者の心身の状況を踏まえた適切な指導等を実施する。（法務省）
- ・ 薬物依存のある保護観察対象者が当該依存に至った自己の問題性について理解を深めるとともに、規制薬物等に対する依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法を習得することを目的とした薬物依存回復訓練の実施について、民間の薬物依存症リハビリテーション施設等に委託する。（法務省）
- ・ 地域における薬物依存症者を支援する関係機関の連絡会議を開催し、各地域での薬物依存症に関する課題を共有・協議する等し、連携強化を図る。（厚生労働省）
- ・ 少年による薬物再乱用を防止するため、個々の少年の状況に応じた立ち直り支援活動を推進する。（警察庁）

#### （４）薬物依存症に関する正しい理解の促進

薬物依存症は適切な治療・支援により回復可能な病気であるため、薬物依存症に対する正しい知識の国民への啓発を行い、薬物依存症からの回復や、社会復帰を目指す者を地域共生社会の一員として社会全体で支えるなどの偏見の解消に努めることが重要であることから、以下の取組を行う。

（正しい理解の促進）

- ・ 薬物依存症の正しい知識と理解について広く国民に浸透し、薬物依存症者やその家族が適切な治療や支援に結びつく社会を実現するため、積極的かつ継続的な普及啓発を実施する。（厚生労働省）
- ・ 薬物問題に悩む家族、地域の相談窓口担当者及び民間支援団体等に対して講習会を開催し、依存性薬物の使用による危険性・有害性や心

身に与える悪影響及びその対処方法並びに薬物依存症・中毒等に関する正しい知識・意識の理解を促進する。（厚生労働省）

#### **(5) 薬物乱用の実態や再乱用防止に向けた効果的なプログラムに関する研究の推進**

より効果的な薬物の再乱用防止施策を推進するためには、薬物乱用実態の把握が必要であるとともに、薬物依存症の治療及び社会復帰支援の効果の測定が不可欠であることから、以下の取組を行う。

(薬物乱用実態の研究の推進)

- ・ 薬物依存のメカニズムや薬物の毒性等に関する研究、薬物乱用・依存の疫学的研究、薬物乱用・依存に関する意識・実態調査、薬物依存症・中毒者に対する支援の在り方に関する研究等を推進する。（厚生労働省）

(治療回復プログラム等の指導・支援方策の効果検証の推進)

- ・ 刑事施設及び保護観察所における処遇プログラム及び地域の保健・医療機関等における支援等を受けることによる効果等を検証する。（厚生労働省、法務省）
- ・ 全国の精神科医療機関の協力の下、各施設を受診した薬物依存症・中毒者の症例等、依存性薬物に関する情報の収集、分析及び評価を行う。（厚生労働省）
- ・ 各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）において実施している再乱用防止支援の結果等について分析及び評価を行う。（厚生労働省）

### 目標 3

#### **国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止**

平成 10 年 5 月に第一次となる薬物乱用防止五か年戦略が策定されてから四半世紀にわたり、関係機関が緊密に連携し、薬物密売組織と末端乱用者、すなわち供給と需要の両面において徹底した取締りを実施した結果、覚醒剤事犯を大幅に減少させた。しかしながら、大麻をはじめとする他の薬物の乱用が顕著になり、結果として薬物事犯全体の検挙人員はここ数年横ばいを推移している。

営利事犯においては、暴力団構成員や外国人が高い割合を占めており、依然として、暴力団や外国人犯罪組織等と薬物事犯との深い関与がうかがわれる。薬物犯罪収益については、F A T F（金融活動作業部会）第四次対日相互審査報告（令和 3 年 8 月公表）を受け、令和 4 年 12 月、麻薬特例法が改正され、薬物犯罪収益等隠匿の罪等の法定刑が引き上げられた。これらを踏まえ、一層効果的な薬物犯罪収益に係る取締り、剥奪等が求められている。

また、大麻事犯の摘発者が後を絶たず、大麻乱用期の渦中とも評されることから、早期の鎮静化に向けた対応が必要である。

さらに、薬物の密売についてサイバー空間を悪用した手口も拡大し、より一層巧妙化・潜在化している。

加えて、大麻と類似した精神活性を有する未規制物質も発見されており、大麻に関する乱用状況がめまぐるしく変化する中、これらの指定薬物への速やかな指定等の対応も求められている。

これらの不正薬物の流通等を阻止するためには、薬物の供給源となる薬物密売組織を壊滅するとともに、末端乱用者に対する取締りを徹底する需給両面からの対策が必要であり、暴力団等の薬物犯罪組織の実態やその相互の結節点の解明、末端乱用者から入手先への捜査、巧妙化する密売手口等の情報収集や分析等を関係機関が連携して推進する必要があることから、以下の対策を講じることとする。

#### **(1) 暴力団、準暴力団等及び国際犯罪組織の薬物密売対策の推進**

暴力団等の国内薬物密売組織に打撃を与えるため、関係機関が連携し、取締りを強化するとともに、厳正な科刑の獲得に努めて首領等構成員の長期社会隔離を図る必要があることから、以下の取組を行う。

##### **(捜査基盤の整備と連携強化)**

- ・ 関係機関において薬物を専門とする捜査、情報分析、鑑定等の組織体制を強化する。（警察庁、法務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁）
- ・ 関係機関による合同捜査・共同捜査を推進する。（警察庁、財務省、

厚生労働省、海上保安庁)

- ・ 関係省庁による「薬物対策関係取締機関情報交換会」等の会議を通じ情報交換を促進して連携を強化するとともに、関係部門も含めて共通の理念に基づく取締りを推進する。(警察庁、法務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 関係機関間の人事交流及び研修への相互派遣を推進する。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 語学能力を備えた捜査官の育成等、通訳体制の整備・充実を図る。(警察庁、法務省、厚生労働省、海上保安庁)

(組織の中枢に位置する者に対する取締り強化)

- ・ 薬物密売に関わる暴力団等に係る情報を集約・分析して取締りに活用する。(警察庁、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 末端乱用者の取締りを端緒として、その薬物供給源である暴力団等の薬物密売組織による薬物密売の実態を解明し、首領、幹部等の中枢に位置する者の検挙により組織の壊滅・弱体化を図る。(警察庁、厚生労働省、海上保安庁)

(麻薬特例法等を活用した厳正な科刑の獲得による長期隔離)

- ・ 業として行う薬物密売等の事犯について営利性、常習性等の立証に努め、麻薬特例法第5条を適用するなど厳正な科刑の獲得を図る。(警察庁、法務省、厚生労働省、海上保安庁)

(関係機関との情報共有の強化)

- ・ 不法滞在外国人に関する情報を収集・分析し、関係機関と連携した摘発等を強化する。(警察庁、法務省)
- ・ 関係機関において外国人薬物密売組織の構成員、役割分担、密売手口等に関する情報を共有して実態を解明する。(警察庁、厚生労働省、海上保安庁)

## (2) 薬物犯罪収益対策の推進

薬物密売組織に打撃を与えるためには、資金面の対策が必要であることから、薬物犯罪収益に係る取締り、剥奪等を行うため、以下の取組を行う。

(薬物犯罪収益等に係る情報集約・分析・活用の推進)

- ・ 薬物犯罪収益等に係る実態解明を推進して、薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為の発見に努める。(警察庁、法務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 薬物犯罪等に係る疑わしい取引に関する情報の集約、整理及び分析、捜査機関等への提供を迅速・的確に行うとともに、同情報を捜査に活

用する。（警察庁、厚生労働省、海上保安庁）

（薬物犯罪収益等の剥奪の徹底）

- ・ 薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為を罰する麻薬特例法第6条及び第7条や、同法第19条及び第20条に基づく没収保全命令及び追徴保全命令を適用し、組織の資金基盤への打撃を与える。（警察庁、法務省、厚生労働省）
- ・ 薬物犯罪収益に関する税務当局への課税通報を実施し、犯罪収益の剥奪を強化する。（警察庁、厚生労働省）

（薬物犯罪収益等の移転防止に向けた取組の推進）

- ・ 国際的な情報交換のための枠組を構築して、外国の資金情報機関（FIU）との情報交換を推進する。（警察庁）
- ・ 金融活動作業部会（FATF）の勧告等を踏まえ、マネー・ローンダリング対策を推進する。（警察庁）

### （3）巧妙化・潜在化する密売事犯への対応

秘匿性の高いメッセージアプリ、暗号資産等の利用等、巧妙化・潜在化するあらゆる密売手口に対応するため、関係機関等と連携した情報収集を強化するなど、以下の取組を行う。

（インターネット等サイバー空間を利用した密売事犯への対応強化）

- ・ インターネット・ホットラインセンター（IHC）、あやしいヤクブツ連絡ネット等からの通報及びAIを用いたSNS上のサイバーパトロール等により、薬物密売に関する違法情報を収集し、各種法令を駆使した取締りを強化する。（警察庁、厚生労働省）
- ・ 違法情報に関する証拠保全や送信防止措置を進めるため、プロバイダ等との協力関係を強化する。（警察庁、厚生労働省）
- ・ ダークウェブ、暗号資産を利用した取引等、密輸・密売手口の潜在化、巧妙化に対処するため、捜査手法の向上、関係機関間との情報共有体制を強化する。（警察庁、厚労省）
- ・ サイバー捜査に特化した部門を中心に、サイバー空間を利用した薬物密売事犯に係る全国的な捜査を展開し、薬物密売組織の壊滅を図る。（厚生労働省）

（各国・地域における薬物密売手口と対策に関する情報収集の推進）

- ・ 各国・地域の捜査機関から、課題となっている密売手口やその対策等に関する情報を収集する。（警察庁、厚生労働省、海上保安庁）

### （4）大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底

薬物の乱用は乱用者自身の心身をむしばむばかりでなく、乱用者が薬物

の影響等により事件や事故を引き起こすなど、周囲へも甚大な被害や影響を及ぼすことがある。また、薬物の購入が暴力団等の薬物密売組織の資金源となっている側面もある。このため、需要側である末端乱用者の取締りにより、薬物の流通阻止及び規範意識の維持向上による需要の削減を図るため、以下の取組を行う。

(薬物乱用者に対する徹底した取締りの推進)

- ・ 「匿名通報ダイヤル」等を効果的に活用するなどして違法薬物情報を収集し、末端乱用者に対する取締りを徹底する。(警察庁、厚生労働省)
- ・ 船舶への立ち入り検査、海事関係者への違法薬物情報の収集・分析を行い、末端乱用者に対する取り締まりを徹底する。(海上保安庁)
- ・ 薬物乱用をほう助する大麻種子の不正輸入・販売者及び大麻栽培器具販売者、注射器の不正販売者等の取締り等を推進する。(警察庁、財務省、厚生労働省)
- ・ 乱用が拡大している大麻について、保健衛生上の危害防止の観点から、その乱用実態に応じた法整備を行う。(厚生労働省)

#### (5) 未規制物質等に対する情報収集と迅速な規制等の推進

乱用拡大が懸念されるいわゆる合成カンナビノイドをはじめとした未規制物質等の流通を防ぐためには、鑑定方法の研究を進め、高度化を図るとともに、収集した薬物情報に基づく迅速な規制を実施する必要があるため、以下の取組を行う。

(未規制物質等に関する鑑定・研究体制の強化と情報共有の推進)

- ・ 規制薬物類似物質等の未規制物質や、いわゆる大麻濃縮物等の新たな形態の規制薬物への対応に向け、高度な鑑定を行うための資機材等の整備、毒性の評価、鑑定手法の研究・導入を推進する。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 新規指定薬物等に関するデータベースの構築及び共有による活用を促進する。(警察庁、財務省、厚生労働省)
- ・ 新たな形態の規制薬物や未規制物質について、関係機関による「分析担当官会議」等を通じて情報を共有する。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)

(未規制物質等の迅速な指定の推進)

- ・ 未規制物質のうち、精神毒性を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物について、国内外の流通状況等を踏まえた指定薬物への迅速な指定を推進する。(厚生労働省)
- ・ 指定薬物の指定に関して、関係機関と情報を共有する。(厚生労働



省)

- ・ 捜査や税関検査等を通じて把握した未規制物質に関する情報提供により、迅速な指定を支援する。(警察庁、財務省、海上保安庁)
- ・ 指定薬物への指定後も不正な流通が継続し、麻薬と同種の有害性等が確認されたものについては麻薬に指定し、規制を強化する。(厚生労働省)

#### (6) 正規流通麻薬、向精神薬等に対する監督強化

医療用として正規に流通している麻薬、向精神薬等が、不正な売買や譲渡受等を通じて乱用されるのみならず、重大事犯に悪用される事例を防止するため、徹底した取締りを行う必要がある。また、医療用麻薬、向精神薬等が国外において乱用されている実態も考慮に入れ、不正流通阻止を徹底することに加え、関係者等による不適正な使用等についても監視を強化する必要があることから、以下の取組を行う。

(国内外における乱用実態の情報集約体制の強化)

- ・ 国内外における医療用麻薬、向精神薬等の乱用情報や依存実態を把握するとともに、国内関係機関へ情報を提供する。(厚生労働省)
- ・ 市場流通するCBD製品(大麻由来製品)について、買上調査を実施して成分分析を行い、CBD製品市場の実態把握に努める。(厚生労働省)

(向精神薬等を悪用した事案発生防止のための監視・取締りの強化)

- ・ 向精神薬の適正管理及び適正使用のため、自治体関係者と協力するなどして医療機関、薬局、取扱業者への立入検査、監視を徹底する。(厚生労働省)
- ・ 医療用麻薬、向精神薬等の不正流通等を確認した際に、関係機関と連携の上、積極的に取締りを実施する。(厚生労働省、警察庁)

(関係機関・団体への指導・監督の徹底)

- ・ 医療用麻薬の適正使用を促すため、医療関係者に対し、医療用麻薬適正使用推進講習会を実施する。(厚生労働省)
- ・ 医療用麻薬、向精神薬等の適正管理について、自治体関係者と連携するなどして医療機関、取扱業者、薬局等への指導・監督を徹底する。(厚生労働省)

## 目標 4

### 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

薬物乱用を防止するためには、需要の根絶を図るとともに、その供給を遮断することが肝要である。覚醒剤を始め、我が国で乱用される薬物のほとんどは海外から密輸されたものと考えられ、水際での押収量は、7年連続1トンを超えていることから、国内の根強い薬物需要がうかがえる。近年では、国際郵便等を用いて小口の荷物を多数回送りつけるショットガン方式と呼ばれる密輸手法や、蜂蜜等の食品やシャンプーに偽装して液体大麻を密輸する手法など、その手口の巧妙化が見受けられる。

また、訪日外国人について、政府は令和7年までに令和元年水準を超えることを目標とするなど、今後、我が国への出入国旅客数が増加すると見込まれることから、各国の薬物事情を踏まえた訪日外国人に対する広報・啓発活動を推進し、薬物の持ち込み事案を防止するとともに、旅客に紛れた密輸事犯の摘発強化を実施することが重要である。

さらに、我が国への薬物密輸を阻止するため、水際対策の徹底を引き続き図るとともに、密造に用いられるおそれのある原料物質についても適切な貿易管理を行うことが必要である。

このような不正薬物の密輸阻止に向けた水際対策の徹底を図っていくためには、密輸等に関する情報収集・分析能力を高めるとともに、関係機関が連携して水際における薬物取締体制を強化する必要がある。

このため、関係機関による密接な連携の下、以下の対策を講じることとする。

#### (1) 密輸等に関する情報収集の強化

国際物流や出入国旅客が増大する中、効果的な水際取締りを行うためには、情報収集の強化と分析能力の向上を図り、取締り・検査対象を的確に絞り込むことが不可欠である。このため、以下の取組を行う。

##### (関係機関からの情報収集の推進)

- ・ 国内外関係機関と連携し、密輸情報の早期入手に努め、分析を実施することにより核心を突いた情報として活用する。(警察庁、財務省、海上保安庁、厚生労働省)

##### (国民・民間団体等からの情報収集の推進)

- ・ マスメディア、ウェブサイト等を効果的に活用し、薬物相談電話、密輸情報ダイヤル(0120-461-961)、海の緊急通報用電話番号118番等を積極的に広報するとともに、あらゆる機会を利用し、国民から広く密輸等の情報提供を求める活動を強化する。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 民間事業者、海事・漁業関係者等との連携を通じて密輸関連情報の提供を要請するなど通報体制を確立する。(警察庁、財務省、海上保

安庁)

(事件等を通じた情報収集の推進)

- ・ 検挙事件から、密輸組織の実態に迫る情報の入手に努める。(警察庁、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 密輸入対策関係省庁会議等の場を通じ、薬物が積み出されるおそれの高い国・地域と関連する船舶、貨物、人等密輸情勢に関する情報等の一層の共有を図る。(財務省、警察庁、厚生労働省、海上保安庁、法務省)

(組織・装備の強化)

- ・ 情報収集活動を一層強化するため、情報収集・分析体制の整備に努める。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 薬物密輸入を想定した合同取締訓練を実施し、取締機関間の連携や能力向上に努める。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)

(原料物質の輸出入対策・管理体制の強化)

- ・ 原料物質の国際的な輸出入動向と使用実態を把握するため、国際麻薬統制委員会(INCB)との連携を図る。(厚生労働省、経済産業省)
- ・ 原料物質の適正流通のために、事前通知制度を活用して原料物質の輸出入の監視を強化する。(厚生労働省)
- ・ 原料物質の適切な貿易管理のため、厳正な審査や広報啓発活動を実施する。(経済産業省)
- ・ 関係機関と連携して合同立入検査等を実施し、原料物質の輸出入取締りを強化する。(海上保安庁)
- ・ 原料物質の適正な流通を確保するため、麻薬・覚醒剤原料取扱業者に対して、立入検査を実施する。(厚生労働省)

## (2) 薬物密輸ルート の 解明 と 水 際 に お け る 取 締 体 制 の 構 築

薬物の国内流入を阻止するため、密輸関連情報や検査機器等の有効な活用や必要な人員の確保により、取締体制の強化を図ることが必要である。このため、以下の取組を行う。

(海上・港湾等における監視・取締体制の強化)

- ・ 新たな装備資機材の活用を含め海上や港湾等における監視・取締体制の強化、不審な貨物や船舶に関する情報等の収集に努める。(海上保安庁、警察庁、財務省、厚生労働省)
- ・ 関係機関の相互補完のための情報交換の充実、合同による船舶への立入り検査、張込みや調査等を推進する。(海上保安庁、警察庁、財務省)

- ・ 薬物密輸組織に対する内偵捜査等の強化のための体制の整備を図る。（警察庁、厚生労働省、海上保安庁）

（密輸手口の分析と対応した取締りの推進）

- ・ 関係機関間の緊密な協力を図り、各種捜査手法の向上に努める。（警察庁、厚生労働省、海上保安庁）
- ・ いわゆる「闇バイト」を利用した密輸等新たな形態の密輸手口に関する情報収集・分析を推進し、これを活用した取締りを推進する。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）
- ・ 密輸手口等の密輸関連情報の収集・分析能力等を一層向上させ、検査対象を絞り込んだ重点的な取締りに努める。（財務省）
- ・ 薬物が積み出されるおそれのある国及び地域と関連する船舶、貨物、人等密輸情勢に関する情報の分析を実施し、これを共有し取締りに反映する。（海上保安庁）

（密輸リスクに対応した取締りの実施）

- ・ 旅客・貨物（郵便物含む）に関する事前情報等を活用した取締りの充実・強化を図る。（財務省）
- ・ 要注意船舶及び人物等に関するデータベースの充実を図るとともに、集約した情報を分析評価の上、対象船舶等を絞り込み、効果的な監視・取締りを図る。（海上保安庁）

（巧妙化する密輸手口に対応した取締機器の増強・開発等）

- ・ 薬物密輸組織に対する視察内偵活動等の強化のため必要な資機材の整備に努める。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）
- ・ X線検査装置等の取締・検査機器の適正配備に努め、これらを有効に活用し、水際取締の強化を図る。（財務省）
- ・ 巧妙化する密輸手口に対応するため、最新の技術を採用した取締・検査機器の調査・研究を進める。（財務省）

（密輸等に関する薬物分析の推進）

- ・ 薬物の分析方法の研究・開発を継続して推進する。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）
- ・ 関係省庁間又は研究機関間において、会議等を通じて海外で流行する乱用薬物並びに最新の鑑定・分析方法等に関する情報交換及び薬物分析体制の強化を図る。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）
- ・ 麻薬等を保護基によってマスクングした未規制物質について、迅速な分析技術の確立や、その情報共有を進める。（厚生労働省）

### (3) 水際と国内の関係機関が連携した薬物取締りの徹底

密輸事犯の取締りを効果的・効率的に実施するためには、水際と国内の関係機関が十分に連携して取締りを行う必要がある。このため、以下の取組を行う。

- ・ コントロールド・デリバリー捜査の積極的な活用等に向け関係機関が協働して、合同捜査を積極的に推進するとともに、捜査等を通じて入手した情報を分析し、暴力団等と海外密輸組織の結節点を解明する。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 令和5年6月に開催されたWCO-UPUグローバルカンファレンスにおける共同宣言(東京宣言)を踏まえ、通関電子データ(EAD)の送信義務化を実現するとともに、国際郵便の検査に係る現場レベルでの一層の連携強化が図られ、税関による国際郵便物の検査が効果的に行われるよう、日本郵便株式会社に協力を要請する。(総務省、財務省)
- ・ 関係機関の緊密な連携により、捜査手法を共有し、薬物取締りを徹底する。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 関係機関の専門性の相互補完を図り、共同で行う船舶に対する検査、張り込み、調査等の一層の連携強化を図る。(財務省、海上保安庁)

### (4) 国際的な人の往来の増加に向けた訪日外国人に対する広報・啓発活動の推進

今後、出入国旅客の一層の増加が見込まれる中、訪日外国人による薬物の持込みを防ぐため、あらゆる機会を捉えて継続的かつ効果的に広報・啓発を実施する必要がある。このため、以下の取組を行う。

- ・ ウェブサイト等の広報媒体を活用し、日本国内での薬物規制状況を多言語で発信することにより、訪日外国人に対して規制薬物持込み禁止に関する広報・啓発を強化する。(財務省、警察庁、厚生労働省、海上保安庁、法務省)
- ・ 航空会社・空港会社等の民間事業者・団体に対し、規制薬物持込み禁止に関する広報協力の働きかけを実施する。(厚生労働省、警察庁、財務省)
- ・ 船主・運航会社等に対して規制薬物持込み禁止に関する広報・啓発活動を実施する。(海上保安庁)
- ・ 国際会議等の機会や在外関係機関等を通じて、規制薬物持込み禁止に関する広報・啓発活動を実施する。(警察庁、海上保安庁、厚生労働省)

## 目標5

### 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

違法薬物は大陸や海洋をまたぎ世界規模で取引され、国際的な犯罪組織の資金源とされている。我が国で乱用される薬物は、そのほとんどが海外から密輸入されるものであり、我が国への薬物仕出国や中継国は多様化してきていることから、薬物乱用防止対策として、海外の乱用情勢を把握し、各国・地域と連携して国際的な薬物取締網を構築することが重要である。

近年、嗜好用途での大麻の使用を合法化する国が増えてきているが、国際麻薬統制委員会における2023年の年次報告によると、合法化による消費率の増大や、違法市場の拡大、組織犯罪の拡大という差し迫った問題への対処に成功しておらず、大麻の使用によって生じる害の認識を低下させることになったと報告されており、引き続き条約を遵守した上で大麻等を規制することの重要性を発信する必要がある。

その他国際的には米国におけるオピオイド危機や新たに出現するNPS（新精神活性物質）対策等引き続き公衆衛生に対する深刻な脅威を抱えており予断を許さない状況である。

我が国は国際社会の一員として各国・地域と連携を強化し、上記の課題に対処し、国際社会での主導的役割を担うためにも、以下の対策を講じることとする。

#### （1）国際的な取締体制の構築による国内への薬物流入阻止

日本国内で流通する違法薬物の大半が諸外国から密輸入されている現状を踏まえ、国際的な薬物取締網を強化し、国内への薬物流入を阻止するため、以下の取組を行う。

（条約・協定等を活用した国際捜査協力の推進）

- ・ 薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域及びその他の周辺諸国との情報交換及び密輸取締りの一層の強化のため、国際捜査共助や逃亡犯罪人引渡しを積極的に活用しつつ、国際的な共同オペレーション（国際捜査協力）を進める。（法務省、警察庁、海上保安庁、財務省、厚生労働省）
- ・ 薬物の仕出国等に対して、あらゆる機会を通じて、取締強化を含めた積出防止措置の要請と過去の事案の事実関係等の確認を行う。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）
- ・ 薬物の仕出国等に対して職員を派遣する等により協力関係を構築し、国際的な連携協力の推進を図る。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）

#### （2）各国・地域における薬物乱用実態や取締方策の把握

国際社会での薬物乱用問題に対処するには、各国・地域が抱える薬物事

情を的確に把握し、その事情に即した対策を講じることが不可欠であることから、各国・地域の対応状況を把握するため、以下の取組を行う。

(薬物乱用対策に係る情報集約体制の強化)

- ・ 各国・地域において開催される薬物乱用対策に関する国際会議へ積極的に出席し、各国・地域の薬物乱用対策の把握に努める。(警察庁、厚生労働省、財務省、海上保安庁)
- ・ 北太平洋地域の海上保安機関を対象とした「北太平洋海上保安フォーラム」及びアジア地域の海上保安機関を対象とした「アジア海上保安機関長官級会合」に参加し、薬物密輸対策をテーマとした情報交換の場を活用して、薬物乱用対策、薬物密輸対策及び薬物取締方策に関する意見交換等を行い、協力体制の強化を図る。(海上保安庁)
- ・ 各国・地域の薬物乱用対策に係る知見を積極的に収集、分析し、適切に発信する。(厚生労働省)
- ・ インターネット対策等をはじめとする各国・地域の薬物事犯に対する捜査手法について情報を収集し、活用する。(警察庁、厚生労働省、海上保安庁)

(国際機関等と連携した薬物乱用対策にかかる情報共有体制の強化)

- ・ 国際会議等への参加の機会を利用し、各国機関及び国連薬物・犯罪事務所(UNODC)をはじめとする国際機関等と薬物乱用対策に係る情報共有体制の強化を図る。(厚生労働省、警察庁、財務省、海上保安庁)

### (3) 国際会議・国際枠組への積極的な参画

国連麻薬委員会(CND)における薬物政策を巡る議論に加え、国連薬物・犯罪事務所(UNODC)や国際刑事警察機構(ICPO)等の国際機関を通じた技術協力及び捜査協力の推進に積極的に参加することにより、国際連携を強化するとともに、我が国の薬物対策等への理解を促すため、以下の取組を行う。

(情報交換や連携強化による積極的な国際貢献)

- ・ 「アジア・太平洋地域薬物取締機関長会議(HONLEA)」等の地域会議に積極的に出席し、効果的な薬物対策に必要な国際的・地域的取組を推進し、アジア地域の薬物対策を強固にするための施策に関する協議や知見の共有を図る。(警察庁、厚生労働省、財務省、海上保安庁)
- ・ 「国連麻薬委員会(CND)」をはじめとする国際会議や各種の専門家会合等に積極的に参加し、我が国の取組や考えについて理解を得るとともに、諸外国関係機関との連携を一層強化していく。(外務省、厚生労働省、警察庁、財務省、海上保安庁)

(我が国の対策に対する国際的理解獲得のための積極的な発信)

- ・ 国際社会におけるハームリダクションの議論については、薬物の需要削減と供給削減とのバランス及び各国・地域特有の薬物事情を踏まえた施策のあり方、さらに国ごとの実施の必要性や受容性等に関する我が国の考え方への理解を求め。 (厚生労働省、外務省、警察庁、財務省、海上保安庁)
- ・ ダブリン・グループ政策レベル会合への参加を通じて主要先進国間で薬物関連援助政策等についての相互理解を深め、また、地域別ミニ・ダブリン・グループ (我が国は東南アジア地域グループにおいて豪と共同議長国を務めている) における協議プロセスを通じて地域の薬物対策開発支援活動の進捗状況に関する情報発信を行う。 (外務省)
- ・ 厚生労働省主催の麻薬取締協議会への参加を海外関係機関に対し積極的に働きかけ、日本の薬物情勢や薬物取締に関する議論を通じて、我が国の薬物政策への理解を深める。 (厚生労働省)

(協定等を活用した各国関係機関との情報交換)

- ・ 不正薬物等の水際におけるより効果的な取締りを実施するため、外国税関当局との間で、不正薬物等に関する円滑な情報交換が可能となる協定等の締結により新たな税関相互支援の枠組の構築を図るとともに、協定締結国の税関当局等との情報交換を活性化し、税関当局間の協力関係を強化する。 (財務省)
- ・ 国際機関が中心となって設置されている情報共有ネットワークシステム (EWA・IONICS等) 等を活用し、各国における乱用薬物の情報収集に努める。 (厚生労働省)

#### (4) 主要な仕出国・地域等との協力体制の強化

複雑化する薬物密輸ルートを遮断するためには、薬物の仕出地、中継地、目的地が連携した取締りを実施する必要があることから、以下の取組を行う。

(技術支援等を通じた国際連携の強化)

- ・ アジア地域をはじめとした仕出国等に対して技術支援や情報交換を引き続き行い、国際的な連携の強化を図る。 (厚生労働省、財務省、警察庁)
- ・ 国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) 主催の研修やセミナーに参加し、薬物密輸等の海上犯罪取締りについて各国関係当局との情報交換を行う。 (厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 世界税関機構 (WCO) 加盟国のアジア・大洋州地域情報連絡事務所等における薬物情報の収集・分析や薬物密輸阻止に関する多国間の取組を積極的に支援する。 (財務省)



- ・ アジア、アフリカ等の海上保安機関の現場指揮官クラスを招へいし、薬物密輸等の海上犯罪取締り能力の強化を図る。(海上保安庁)
- ・ 「アジア・太平洋薬物取締会議 (A D E C)」等の開催を通じた、取締責任者間の意見交換及び知見の共有を促進する。(警察庁)
- ・ 国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) を通じて、世界最大のケシ栽培地であるアフガニスタンにおける代替開発等を支援する。(外務省)
- ・ 仕出国、経由国又はその周辺国を含む開発途上国の刑事司法関係者を対象とした国際研修を実施し、薬物事犯の捜査・公判、犯罪者処遇及び国際協力に関する共通の課題について、各国の取組や知見を共有する。(法務省)

(薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域等と連携した取締体制の強化)

- ・ 主要な薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域及びその他の周辺諸国の捜査機関と連携し、国際捜査共助や逃亡犯罪人引渡しを積極的に活用した国際捜査協力を推進し、取締体制を強化する。(警察庁、法務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域及びその他の周辺諸国へ職員を派遣し、情報収集等を行い、関係機関との国際捜査協力関係を強化する。(海上保安庁)
- ・ 仕出国・地域及びその周辺国・地域の外国当局との情報交換の一層の強化を図る (財務省)
- ・ 国際郵便を利用した薬物密輸事犯に係る仕出国の郵政関係機関に対する個別文書の発出や万国郵便連合 (U P U) 国際事務局を通じた加盟国の郵政関係機関に対する文書の発出を通じ、我が国における薬物の輸入制限について、各国の郵便職員や利用者への周知を図るとともに、我が国への薬物の密輸を防止するべく、郵便物の引受検査の徹底を図るよう協力を要請する。(総務省)
- ・ 仕出地又は中継地となっている国の取締能力向上の支援を実施する。(警察庁)
- ・ 国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) によるグローバルSMARTプログラムを支援し、アジアにおけるNPSを始めとする合成薬物対策への地域的な取組を強化する。(外務省)

# 「第五次薬物乱用防止五か年戦略」

## フォローアップ

令和5年8月

薬物乱用対策推進会議

## 目次

### 目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

- (1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実・・・・・・・・・・・・・ 1  
(薬物乱用防止教育の内容の充実強化)  
(薬物乱用防止教室の充実強化)  
(学校と警察等関係機関・団体との連携強化)  
(研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上)  
(大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進)
- (2) 有職・無職少年に対する啓発の強化・・・・・・・・・・・・・ 3  
(労働関係機関・団体等による啓発の推進)  
(インターネット等を活用した広報・啓発の推進)
- (3) 家庭・地域での薬物根絶意識の醸成と未然防止のための取組強化・・・・・・・・・・・・・ 4  
(家庭や地域における薬物乱用防止に関する広報・啓発の推進)  
(関係機関・団体と連携した情報共有体制の構築と活用)  
(街頭キャンペーン等による啓発の推進)  
(地域における相談窓口の周知)  
(薬物乱用少年の早期発見・補導等の推進)
- (4) 海外渡航者に対する広報・啓発活動の推進・・・・・・・・・・・・・ 6  
(広報媒体等を活用した広報・啓発)  
(関係機関・団体と連携した広報・啓発の推進)
- (5) 広報・啓発の強化・・・・・・・・・・・・・ 6  
(科学的知見のさらなる活用促進)  
(ウェブサイト等のあらゆる広報媒体を活用した広報・啓発)  
(乱用薬物情勢に即した乱用防止のための啓発)  
(統一的な方針に基づく啓発の推進)
- (6) 広報・啓発活動による効果検証の推進・・・・・・・・・・・・・ 8  
(意識調査の実施)

### 目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

- (1) 薬物依存症者等への医療提供体制の強化・・・・・・・・・・・・・ 10  
(専門医療機関の充実)  
(治療が可能な医療従事者の育成)
- (2) 刑事司法関係機関等における社会復帰に繋げる指導・支援の推進・・・・・・・・・・・・・ 10  
(矯正施設における効果的な指導・支援の推進)  
(保護観察対象者に対する効果的な指導・支援の推進)  
(保護司適任者の確保と活動基盤の強化)  
(更生保護施設における社会復帰支援体制の強化)  
(刑事司法関係機関による社会復帰支援の推進)  
(依存度合に応じた効果的な指導・支援の推進)
- (3) 地域社会における本人・家族等への支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・ 12  
(相談・支援窓口の周知と充実)  
(自助グループ等民間団体支援の充実)  
(相談・支援に携わる人材の育成)  
(刑事司法関係機関と地域社会が連携した社会復帰支援体制の強化)
- (4) 薬物依存症に関する正しい理解の促進・・・・・・・・・・・・・ 15  
(正しい理解の促進)
- (5) 薬物乱用の実態や再乱用防止に向けた効果的なプログラムに関する研究の推進・・・・・・・・・・・・・ 15  
(薬物乱用実態の研究の推進)

(治療回復プログラム等の指導・支援方策の効果検証の推進)

### 目標 3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

- (1) 薬物密売組織の壊滅に向けた捜査基盤の整備と連携強化・・・・・・・・・・・・・17  
(捜査体制の強化及び関係機関相互の連携強化)  
(捜査手法、装備資機材の研究・導入等による捜査の高度化)
- (2) 暴力団等の国内薬物密売組織対策の推進・・・・・・・・・・・・・18  
(組織の首領等の中枢に位置する者に対する取締り強化)  
(麻薬特例法等を活用した厳正な科刑の獲得による長期隔離)  
(薬物犯罪収益等に係る情報集約・分析・活用の推進)  
(薬物犯罪収益等の剥奪の徹底)  
(薬物犯罪収益等の移転防止に向けた取組の推進)
- (3) 外国人薬物密売組織の実態解明と壊滅・弱体化・・・・・・・・・・・・・20  
(関係機関との情報共有の強化)  
(暴力団等国内組織と外国人密売組織の結節点の解明)
- (4) 巧妙化・潜在化する密売事犯への対応・・・・・・・・・・・・・21  
(インターネット等を利用した密売事犯への対応強化)  
(各国・地域における薬物密売手口と対策に関する情報収集の推進)
- (5) 薬物乱用者に対する取締りの徹底・・・・・・・・・・・・・22  
(薬物乱用者に対する徹底した取締りの推進)  
(乱用が懸念される薬物に対する重点的な取締りの推進)
- (6) 未規制物質等に対する情報収集と迅速な規制等の推進・・・・・・・・・・・・・23  
(未規制物質等に関する鑑定・研究体制の強化と情報共有の推進)  
(未規制物質等の迅速な指定の推進)
- (7) 正規流通麻薬、向精神薬等に対する監督強化・・・・・・・・・・・・・24  
(国内外における乱用実態の情報集約体制の強化)  
(向精神薬等を悪用した事案発生防止のための監視・取締りの強化)  
(関係機関・団体への指導・監督の徹底)

### 目標 4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

- (1) 密輸等に関する情報収集の強化・・・・・・・・・・・・・27  
(関係機関からの情報収集の推進)  
(国民・民間団体等からの情報収集の推進)  
(事件等を通じた情報収集の推進)  
(組織・装備の強化)  
(原料物質の輸出入対策・管理体制の強化)
- (2) 薬物密輸ルートの解明と水際における取締体制の構築・・・・・・・・・・・・・28  
(海上、港湾等における監視・取締体制の強化)  
(密輸手口の分析と対応した取締りの推進)  
(密輸リスクに対応した取締りの実施)  
(巧妙化する密輸手口に対応した取締機器の増強・開発等)  
(密輸等に関する薬物分析の推進)
- (3) 水際と国内の関係機関が連携した薬物取締りの徹底・・・・・・・・・・・・・30
- (4) 訪日外国人に対する広報・啓発活動の推進・・・・・・・・・・・・・31  
(広報媒体等を活用した広報・啓発)  
(諸外国の関係機関・団体と連携した広報・啓発)

目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

- (1) 国際的な取締体制の構築による国内への薬物流入阻止・・・33  
(条約・協定等を活用した国際捜査協力の推進)
- (2) 各国・地域における薬物乱用実態や取締方策の把握・・・33  
(薬物乱用対策に係る情報集約体制の強化)  
(国際機関等と連携した薬物乱用対策に係る情報共有体制の強化)
- (3) 国際会議・国際枠組への積極的な参画・・・34  
(情報交換や連携強化による積極的な国際貢献)  
(協定等を活用した各国関係機関との情報交換)
- (4) 主要な仕出国・地域等との協力体制の強化・・・35  
(技術支援等を通じた国際連携の強化)  
(薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域等と連携した取締体制の強化)

※備考

・本フォローアップ「取組内容と結果」内の【】内の文字は担当府省庁の下記略称を示す。

略称	官	内	警	消	総
府省庁名	内閣官房	内閣府	警察庁	消費者庁	総務省

略称	法	外	財	文	厚
府省庁名	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省

略称	経	国	海
府省庁名	経済産業省	国土交通省	海上保安庁

・本フォローアップ「取組内容と結果」内の[ ]内の文字・数字は、上記略称・令和3年度予算を示す。

(例) [厚：予算 1,000 千円] ([厚生労働省：令和3年度予算 1,000 千円])

目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
薬物乱用防止教育の内容の充実強化	学校の教育活動全体を通じた薬物乱用防止教育の指導	学校における薬物乱用防止に関する指導は、学習指導要領に基づき、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科を中心に、学校の教育活動全体を通じて指導を行うことについて様々な研修会等において周知した。 【文】
	児童生徒に対する薬物乱用の理解向上のための指導方法の工夫の周知	教職員に対する研修会等を通じて、児童生徒が薬物乱用の危険性・有害性についての正しい知識や規範意識を身に付けられるよう指導方法の工夫を行うことについて様々な研修会等において周知した。【文】
	科学的知見に基づく薬物乱用防止に関するパンフレットや教材の作成・配布	薬物乱用防止に係る正しい知識を普及するため、子供の発達段階に応じて、小学校6年生の保護者向け、高校卒業予定者向け、青少年（有職・無職少年）向けの3種類の薬物乱用防止に関するパンフレットや教材を作成し、厚生労働省ウェブサイトに掲載するとともに、小学校6年生の保護者向け129万8千部、高校卒業予定者向け112万4500部、青少年（有職・無職少年）向け19万部を各学校等に配布した。【厚】 [予算19,615千円]
		広報・啓発に従事する警察職員による活用や国民への配布を目的に、薬物乱用の危険性・有害性、薬物乱用者の手記等で構成するパンフレット「薬物乱用のない社会を」を作成し、警察庁ウェブサイトに掲載するとともに、都道府県警察へ配布した。【警】 [予算2,393千円の内数]
薬物乱用防止教室の充実強化	薬物乱用防止教室のすべての中学校及び高等学校における年1回の開催及び地域の実情に応じた小学校における開催	子供の発達段階に応じて薬物乱用が健康へ及ぼす影響等について解説した小学校5年生、中学校1年生、高等学校1年生用の啓発教材を文部科学省ウェブサイトに掲載した。【文】
		児童生徒等に薬物乱用に関する正しい知識や規範意識を身に付けさせるため、専門知識を有する関係機関の職員等の協力を得て、小学校、中学校及び高等学校における薬物乱用防止教室の開催に努めるよう研修会等において指導した。【文】 警察職員が小学校、中学校及び高等学校における薬物乱用防止教室に講師として赴き、薬物乱用の危険性・有害性等について講義を行った。【警】 薬物乱用防止訪問事業として、小学校及び中学校を始めとした教育機関等からの要請に基づき、薬物乱用防止教室へ薬物乱用防止指導員等を講師として派遣し、講義を行った。【厚】 [予算52,250千円]

薬物乱用防止教室の充実強化	関係機関が連携した薬物乱用防止教室で活用するための有効な資材の研究・開発	薬物乱用防止教室において活用できる有効な資材等について、関係省庁が参加する各種会議の場等を活用し、情報交換や検討を行った。【厚、警、文】
	薬物の専門知識を有する関係機関の職員の連携による薬物乱用防止教室の充実強化	薬物乱用防止教室を充実強化するため、薬物の専門知識を有する警察職員、麻薬取締官、学校薬剤師、矯正施設職員、保健所職員、税関職員等が連携して薬物乱用防止教室に関わるとともに、各種啓発資料の作成・配布を行った。【文、警、法、財、厚】 [厚：予算 52, 250 千円] 少年鑑別所において、地域援助として、学校等の依頼に応じた薬物乱用防止を含む授業（法教育）を実施した。【法】
	薬物乱用防止広報車の活用等による児童生徒の薬物乱用根絶意識の向上	イベント会場等において、薬物乱用防止広報車を活用して薬物の標本やパネル等の展示などを実施した。【警】 [予算 4, 062 千円]
学校と警察等関係機関・団体との連携強化	学校警察連絡協議会等を通じた情報交換による学校と警察等の関係機関との連携強化	学校警察連絡協議会等において、少年の薬物乱用の実態、薬物の危険性・有害性等について情報提供を行うとともに、薬物乱用を把握した場合の早期連絡を要請した。【警】 少年鑑別所において、地域援助として、学校等の依頼に応じて、学校警察連絡協議会等に参加し、薬物乱用防止を含む助言や研修、講演等を行った。【法】
研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上	薬物乱用防止教育の指導方法及び指導内容の充実強化	薬物乱用防止に関する指導者等の資質向上を図るため、（独）教職員支援機構における健康教育指導者養成研修で、教職員、教育委員会関係者を対象に指導方法及び指導内容について講演を行った。【文】 薬物乱用防止に関する指導者等の資質向上を図るため、警察職員が、教育委員会等主催の研修会へ参加して、学校関係者に薬物乱用防止に関する講演を行った。【警】 薬物乱用防止教育に携わる指導者の育成及び資質向上を図るため、指導者に対する研修や講習を実施するとともに、最新かつ正確な薬物知識と各発達段階別の指導内容を盛り込んだ資材等を薬物乱用防止指導員に提供した。【厚】 [予算3, 698千円]
	教員以外の指導者のための研修会の充実	指導者の資質向上を図るため、（公財）日本学校保健会が作成・配布している「薬物乱用防止教室マニュアル」を参考にしつつ、関係機関との連携を図りながら薬物乱用防止教室指導者研修会等の内容の充実を図るよう学校の設置者等と連絡協議を行った。【文】
	薬物乱用防止指導員の育成と資質向上	薬物乱用防止指導員の育成及び資質向上を図るため、薬物乱用防止指導員に対して、指導用テキストの配布及び研修動画の配信を実施した。【厚】 [予算3, 698千円]
大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進	大学等の学生に対する薬物乱用防止に関する啓発活動の実施	薬物乱用防止に関する啓発を推進するため、学生等に対する薬物乱用防止のための啓発用パンフレットを文部科学省ウェブサイトに掲載するとともに、学生等への周知・啓発について大学等に依頼した。【文】

大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進	大学等の学生に対する薬物乱用防止に関する啓発活動の実施	<p>学生等に対して薬物乱用防止の正しい知識を普及するため、青少年向けの啓発読本を作成し、配布するとともに、薬物乱用防止啓発事業等の機会において、若年層による乱用が拡大している大麻を始めとした薬物の乱用防止に係る啓発を実施した。【厚】</p> <p style="text-align: right;">[予算 7,537千円]</p>
	大学生向けの啓発資料の作成及び入学時のガイダンスにおける活用	<p>薬物乱用による危険性・有害性等についての理解を深めるため、パンフレット等を活用して、大学、専門学校の学生等を対象とした薬物乱用防止講習を実施した。【警】</p> <p>学生等が薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識や規範意識を身に付けられるよう、厚生労働省と連携して、薬物乱用防止に係る啓発資料を作成し、大学等へ周知するとともに、入学時のガイダンス等における活用を依頼した。【文】</p>
	大学の教職員に向けた「大学生等に対する薬物乱用防止のための啓発用パンフレット」の活用及び大学での取組の促進への理解啓発	<p>大学等における薬物乱用防止に関する啓発等の取組を促進するため、大学関係者を対象とした研修会や会議等様々な機会を通じ、学生等に対する指導の充実や教職員の意識の向上が図られるよう依頼した。【文】</p>

(2) 有職・無職少年に対する啓発の強化

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
労働関係機関・団体等による啓発の推進	新入社員等を対象とする薬物乱用防止講習の実施	<p>薬物乱用による危険性・有害性等についての理解を深めるため、パンフレット等を活用して、新入社員等を対象とした薬物乱用防止講習を実施した。【警】</p>
	有職・無職少年を対象とする薬物乱用防止啓発読本の作成、配布	<p>有職・無職少年に対して薬物乱用に関する正しい知識を普及するため、若年層による乱用が拡大している大麻等を始めとした薬物の人体や社会への影響等を記載した薬物乱用防止読本を作成し、労働関係機関、青少年労働関係団体等に配布した。【厚】</p> <p style="text-align: right;">[予算4,285千円]</p>
インターネット等を活用した広報・啓発の推進	インターネット上への薬物乱用防止パンフレット等の掲載を通じた情報発信	<p>政府広報として、インターネット広告、テレビ番組により情報発信を行った。【内】</p> <p>政府広報、SNS等の活用に加え、警察庁ウェブサイト内に開設した大麻対策の広報啓発用ページに対象の属性に応じた広報啓発資料を掲載するなど、薬物乱用による危険性・有害性等について情報を発信した。【警】</p> <p>国民の規範意識や薬物根絶意識の醸成を図るため、厚生労働省ウェブサイト薬物乱用防止パンフレットやポスター、リーフレット及び動画を掲載した。【厚】</p> <p>総務省は、文部科学省及び情報通信分野等の企業・団体等と協力しながら、子供たちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的とした出前講座である「e-ネットキャラバン」を、児童・生徒、保護者・教職員等を対象として全国で実施しており、令和4年度は、全国2,226箇所で開催した。なお、令和2年度より、オンラインで受講できる等の受講方法の選択肢を拡大した。【総、文】</p> <p style="text-align: right;">[総：予算440,009千円の内数]</p>



(3) 家庭・地域での薬物根絶意識の醸成と未然防止のための取組強化

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
家庭や地域における薬物乱用防止に関する広報・啓発の推進	保護者や地域社会を対象とした薬物乱用防止広報・啓発の推進	家庭、地域における薬物根絶意識の高揚を図るため、警察庁ウェブサイト内に開設した大麻対策の広報啓発用ページに対象の属性に応じた広報啓発資料を掲載するとともに、保護者や地域住民等を対象とした薬物乱用防止に関する講演やキャンペーン等で配布した。【警】  薬物乱用防止教育の一環として、家庭における薬物根絶意識の醸成を図るため、小学6年生の保護者を対象として薬物乱用防止読本を作成・配布した。【厚】 [予算7,793千円]
	SNSやウェブサイト等、インターネットを通じて青少年へ伝わる有害情報へのフィルタリング導入の普及促進	フィルタリングの導入を普及促進するために、少年、保護者、教育関係者等に対する広報啓発活動を実施するとともに、携帯電話事業者に対し、販売時における保護者への説明等の義務履行の徹底を要請した。【警】 [予算5,270千円の内数]
	“社会を明るくする運動”の一環として、薬物乱用防止をテーマにした研修会及び講演会の実施	「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」の一環として、全国で、地域住民を対象とする薬物乱用防止をテーマとした講演会、住民集会、ケース研究等を実施した。【法】 [予算11,846千円の内数]
	依存症予防教室の実施	薬物等を含む各種依存症の予防に資するため、保護者や地域住民等に向けた啓発講座である「依存症予防教室」を実施した。【文】 [予算24,256千円の内数]
関係機関・団体と連携した情報共有体制の構築と活用	相談機関間の連携強化による迅速な情報共有体制の構築	都道府県等の関係機関に広報啓発活動強化を依頼した。【厚、警、法】
	各種啓発資材の作成及び関係機関・団体への配布	国民の規範意識や薬物根絶意識の醸成を図るため、各種啓発資材を作成し、都道府県等の協力を得て関係機関・団体へ配布した。【厚、内、警、財、文】
	薬剤師会等の専門知識を有する関係機関との連携・啓発推進	薬物乱用防止啓発訪問事業において、医療、教育等の専門知識を有する関係機関・団体と連携して、その専門性に基づく啓発活動を実施した。【厚】 [予算52,250千円]
街頭キャンペーン等による啓発の推進	国民の規範意識や薬物根絶意識の醸成を図るため、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月20日～7月19日）を始め、「不正大麻・けし撲滅運動」（5月～6月）、「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」（10月～11月）において、新型コロナウイルスの感染拡大防止に留意のうえ、地域の実情に応じて、街頭キャンペーン、地区大会等を展開し、啓発活動を行った。【厚】 [予算21,659千円]	

街頭キャンペーン等による啓発の推進	各種薬物乱用防止運動、月間における広報啓発活動の一層の推進	7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」における重点課題の一つに「薬物乱用対策の推進」を挙げ、関係機関・都道府県等に啓発活動等の取組を依頼した。【内】
		国民の薬物根絶意識の高揚を図るため、「薬物乱用防止広報強化期間」（6月～7月）を実施して、関係機関・団体等と連携しテレビ・ラジオ・SNS等を活用した広報啓発活動を推進した。【警】
		「社会を明るくする運動」～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～の一環として、全国で、青少年を対象とした薬物乱用防止教室を実施した。【法】 [予算11,846千円の内数]
街頭ビジョン、交通広告媒体等を活用した広報・啓発の実施	関係機関・団体と連携した駅前や街頭でのキャンペーン等の実施	地域社会における薬物根絶意識の高揚を図るため、関係機関・団体と連携し、テレビ・ラジオ・SNS等を活用した広報啓発活動や駅前等における街頭キャンペーンを実施した。【警】
		国民の規範意識や薬物根絶意識の醸成を図るため、各種運動、大会、キャンペーン等の広報活動や様々な媒体を通じて、薬物乱用の実態や危険性について積極的に周知した。【財】
		地域社会における薬物根絶意識の高揚を図るため、関係機関・団体と連携し、街頭ビジョン・交通広告媒体等を活用するなど広報啓発活動を実施した。【警】
地域における相談窓口の周知	相談窓口の周知による相談機関の積極的な活用	精神保健福祉センター等の薬物乱用防止相談窓口、「あやしいヤクブツ連絡ネット」等の相談窓口の周知及び相談機関の積極的な活用を図るため、啓発資材の配布、インターネットを利用した広報啓発活動、各種運動等を通じて、薬物に係る相談窓口について積極的に広報した。【厚】
		内閣府のウェブサイトにおいて、厚生労働省の薬物問題相談窓口へのリンクを掲載した。【内】
		各都道府県警察が設置している相談窓口、「ヤングテレホンコーナー」等を掲載したリーフレットを作成・配布した。【警】 [予算2,084千円]
		相談窓口の周知を図るため、警察庁ウェブサイト、広報啓発パンフレット「薬物乱用のない社会を」に相談窓口を掲載した。【警】
		消費者庁のウェブサイトにおいて、薬物問題の相談窓口を掲載した。【消】
		パンフレットの配付、ウェブサイトの公開等により、法務少年支援センター（少年鑑別所）の業務に関する広報を推進した。広報を通じた社会的認知が図られたことにより、令和4年の地域援助実施件数は、14,013件（速報値）となった。【法】

地域における相談窓口の周知	相談窓口の周知による相談機関の積極的な活用	相談機関間の連携強化や相談窓口の周知を図るため、ウェブサイトの公開、パンフレットの配布等により相談窓口の周知等を積極的に展開した。【財】 相談窓口の周知を図るため、高校生や大学生等に配布した啓発資材において、精神保健福祉センターや「あやしいヤクヅツ連絡ネット」等の相談窓口を掲載した。【文】
薬物乱用少年の早期発見・補導等の推進	街頭補導活動による薬物乱用少年の早期発見・補導を通じた薬物乱用防止	関係機関・団体、ボランティアと連携し、繁華街や駅前を始め、少年が薬物を乱用するおそれのある場所等における街頭補導活動を推進した。【警】
	少年のたまり場となりやすい店舗・場所の管理者等に対する警察への早期通報等の協力要請	少年のたまり場となりやすい場所等の管理者に対して不良行為少年等の発見時の速やかな通報を継続して依頼した。【警】
	少年補導員等に対する少年の薬物乱用状況や乱用薬物についての知識の向上	少年補導員等に向けた研修会等を実施した。【警】 [予算16,029千円の内数]

#### (4) 海外渡航者に対する広報・啓発活動の推進

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
広報媒体等を活用した広報・啓発	海外渡航者等に向けた注意喚起及び政府の取組の周知	警察庁ウェブサイトに掲載する資料「令和4年における組織犯罪の情勢」において覚醒剤密輸入事犯の現状を解説し、パンフレット「薬物乱用のない社会を」では、密輸入の手口の紹介や海外渡航時においていわゆる「運び屋」として利用されないための注意喚起を行った。【警】
		海外渡航者が安易に大麻に手を出さないよう、法規制や有害性を訴えるポスター及び広報啓発グッズを作成し、政府の取組の周知を図るため、国際空港における海外渡航者への配布、ウェブサイトやSNS等での注意喚起を実施した。【警、外、財、厚】
		いわゆる「運び屋」方式等の密輸入事犯を抑止するため、ウェブサイト等を活用し、広報を行った。【財】
関係機関・団体と連携した広報・啓発の推進	海外渡航に関係する事業者等に対する渡航先における薬物乱用防止に関する協力依頼	海外渡航者向けポスターについて、引き続き国際空港、旅行代理店等における掲示等の協力を依頼した。【警、厚】

#### (5) 広報・啓発の強化

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
科学的知見のさらなる活用促進	薬物の危険性・有害性等の科学的知見について関係機関と共有及び広報資料への反映	薬物乱用防止のための広報啓発資料や講習等に有識者を活用して科学的知見を反映させ、また、広報啓発イベントで有識者の講演を実施するなどして、広報啓発活動の内容充実を図った。【警】 薬物の危険性・有害性等の科学的知見について、関係府省庁間の各種会議等において情報共有を実施したほか、有識者の知見を活用して広報・啓発資材を作成した。【警、厚】
	違法薬物による死因に係る医師による死亡診断書及び死体検案書への適切な記載	死体検案書等を作成する医師に対し、解剖や薬毒物検査等の結果について、適切に情報提供を行った。【厚、警】

ウェブサイト等のあらゆる広報媒体を活用した広報・啓発	広報媒体・手法の工夫、内容の充実による啓発活動の強化	<p>青少年の目に触れやすいウェブサイトやSNS等のインターネットの広報媒体を活用するとともに、薬物の危険性・有害性等を強く印象付ける画像等を用いるなど、啓発活動の手法を工夫した。</p> <p>また、ウェブサイトやSNS、YouTube等に広告を配信し、若年層の内、大麻への関心が高い者をターゲットに、インターネット上での行動に応じたデジタル広報を実施した。【厚】</p> <p>政府広報、パンフレットに加え、警察庁ウェブサイト内に開設した大麻対策の広報啓発用ページを活用し、対象の属性に応じた広報啓発資料を掲載するなどの広報啓発活動を実施した。</p> <p>また、大麻乱用防止対策としてSNSや動画配信サイトにおいてターゲット広告を実施した。【警】</p> <p>政府広報として、インターネット広告、テレビ番組により情報発信を行った。【内】</p>
	「あやしいヤクヅ連絡ネット」を通じたインターネット上における薬物関連の情報の収集・提供及び啓発	<p>薬物乱用防止対策の充実強化を図るため、「あやしいヤクヅ連絡ネット」において、インターネット上における薬物関連情報の収集、薬物乱用の危険性・有害性等の周知、薬物相談等を実施するとともにTwitterを活用して、薬物関連の最新情報の提供や注意喚起等を行った。【厚】</p>
	ウェブサイトや税関展示室等を活用した広く一般国民に対するの税関における水際取締対策等の広報	<p>広く一般国民に対して税関における水際取締対策等を広報するため、覚醒剤等の社会悪物品の密輸入防止に関する情報提供等を目的とした税関展等を開催するとともに、税関のウェブサイトや税関のTwitter、テレビ等のメディアを活用し、薬物摘発を含めた各税関の水際取締を周知した。【財】</p> <p>学校等へ税関職員を派遣し、税関見学会や講演会等の広報啓発活動を行った。なお、税関見学会等においては、薬物乱用防止を含めた社会悪物品等の密輸防止啓発ビデオを上映し、模造麻薬見本や密輸手口の写真パネルを展示するとともに、危険ドラッグの人体への悪影響や危険性について注意喚起を行った。【財】</p>
	啓発用資材の配布	<p>関係各省庁が公表する啓発資材等を消費者庁のウェブサイトに掲載し、広報・啓発を実施した。【消】</p>
	自動車運送事業者に対する監査や講習等を通じた薬物の使用禁止の徹底した周知	<p>自動車運送事業者に対する監査を通じて、事業者が運転者に対しておこなった指導監督の内容を確認し、薬物の使用禁止に関し運転者への適切な周知を行うよう指導した。【国】</p> <p>運行管理者が受講する講習において、薬物に関する正しい知識や使用禁止についてテキストを用いて周知した。【国】</p>
	乱用薬物情勢に即した乱用防止のための啓発	<p>我が国や海外の乱用薬物情勢、薬物の危険性・有害性等の科学的知見等について、関係府省庁間において情報共有を実施して、啓発のあり方について検討し、ウェブサイトの開設やポスターの作成等効果的な啓発活動を実施した。【厚、警】</p>

<p>統一的な方針に基づく啓発の推進</p>	<p>国・地方等が一体となった広報・啓発活動の推進</p>	<p>国と地方等が一体となって効果的な広報啓発活動を推進するため、都道府県等の関係機関に広報啓発活動強化を依頼した。【厚、警、法】</p> <p>若年層を中心に大麻の乱用が拡大していることから、都道府県警察に対して、乱用防止に関する効果的な広報啓発活動の実施について、文書で具体的な留意事項を示すなど、統一的な方針に基づく啓発活動を推進した。【警】</p> <p>再犯防止啓発月間である7月に合わせ、全国の都道府県警察本部、都道府県及び市町村に対して、薬物依存の問題にも触れた再犯防止の広報用リーフレット等のリンク先を共有し、広報・啓発活動への協力を依頼した。また、令和5年3月には、国民の再犯防止についての理解と関心を深めるための「再犯防止シンポジウム」として、法務省 YouTube チャンネルにおいて「陣内智則と考える「サイハンボウシ？」」をテーマとした広報・啓発動画を配信した。【法】</p> <p style="text-align: right;">[予算12,043千円の内数]</p>
------------------------	-------------------------------	--

(6) 広報・啓発活動による効果検証の推進

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
<p>意識調査の実施</p>	<p>意識調査の実施及び結果の広報啓発活動への反映</p>	<p>調査結果を広報啓発活動に反映させるため、青少年を中心とした国民の薬物乱用に関する意識調査を行った。【厚】</p> <p>広報啓発活動の充実を図るため、大麻乱用者を対象とした実態調査を実施し、大麻に対する危険性・有害性を軽視する情報の入手先について「友人・知人」や「インターネット」の占める割合が高いなどの結果を広報啓発活動に反映させた。【警】</p>

【まとめと今後の課題】

薬物乱用を未然に防止するためには、国民に対し、薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識させることが重要である。

児童、生徒、学生等に対する広報啓発においては、薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識を持ち、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させることができるよう、対象者の年齢等に応じた啓発資料を作成・配布するとともに、薬物の専門知識を有する関係機関の職員等が薬物乱用防止教室に講師として赴き、正しい知識の普及に努めた。また、関係機関が薬物乱用防止指導員に対する指導用テキストの配布や研修用動画の配信を行い、指導員の資質向上を図った。

学校等における啓発活動は、引き続き啓発内容の充実と指導者の資質向上を図ることが重要である。

有職・無職少年への広報啓発においては、新入社員に対する薬物乱用防止講習を実施するとともに、労働関係団体に対して、啓発資料を配布した。

また、家庭及び社会における広報啓発としては、大麻対策の広報啓発用ウェブサイトの開設など、インターネットを活用した情報発信を行うとともに、パンフレットを作成し、保護者や地域住民等を対象とした薬物乱用防止に関する講演やキャンペーン等において配布した。

引き続き、対象者に応じた効果的な広報啓発を続けていくことが重要である。

さらに、各種会議の場を活用するなどして、関係機関が広報啓発に関する情報共有を図り、啓発方針及び啓発資料の内容充実について検討を行った。

今後も、関係機関が一層連携を強化し、国を挙げて広報啓発活動を推進することが求められている。

青少年の薬物乱用の未然防止には、インターネット上の違法薬物等に関する有害情報の閲覧を防ぐことが効果的であることから、フィルタリング導入の普及促進のために、広報啓発活動の実施及び携帯電話事業者に対する販売時の説明等の徹底要請を行った。

街頭補導活動については、関係機関・団体及びボランティアが連携して薬物乱用少年の早期発見に努めるとともに、少年補導員等の資質向上のために研修会を実施した。

海外渡航者に向けた広報啓発としては、覚醒剤密輸入事犯の現状を解説した啓発パンフレットや、海外渡航者が安易に大麻に手を出さないよう法規制や有害性を訴えるポスター・広報啓発グッズを活用して、国際空港等において注意喚起を行うとともに、ウェブサイト、SNS等を通じて情報を発信した。

令和4年の薬物情勢を見ると、大麻事犯検挙人員は、過去最多であった令和3年に続く高い水準にあり、年齢層別では、20歳代が最多で、次いで30歳代、20歳未満となっており、これらの年齢層が検挙人員の87.2%を占めている。大麻については、インターネット等において、「有害性がない」等の誤った情報が氾濫しており、青少年の大麻乱用の拡大につながっていると考えられることから、青少年に向けた大麻を始めとする薬物乱用防止に係る上記広報啓発活動をより一層強化し、正しい知識を普及することが重要である。

## 目標 2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

### (1) 薬物依存症者等への医療提供体制の強化

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
専門医療機関の充実	薬物依存症の専門医療機関、治療拠点機関の選定の推進及び治療・回復プログラムの充実・普及	「依存症対策地域支援事業」の実施により、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定を推進し、依存症からの回復を目指す者に対する治療回復プログラムの提供を推進した。【厚】 [予算 595, 680 千円の内数]
		認知行動療法プログラムの普及を図ることにより、地域における薬物依存の治療の充実を推進した。【厚】
		「依存症対策地域支援事業」により、精神保健福祉センター等において、SMARPP等の認知行動療法プログラム等の治療回復プログラムを実施した。【厚】 [予算595, 680千円の内数]
治療が可能な医療従事者の育成	薬物依存症に当たる医療従事者の専門性を向上するための認知行動療法等の研修の実施、精神科以外の医療機関に従事する者への研修の充実	「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」の中で、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターにおいて医療従事者の依存症治療の専門性を向上させるための研修等を実施した。【厚】 [予算106, 046千円の内数]
		「依存症対策地域支援事業」の中で、医療従事者の依存症治療の研修のほか、地域において相談・治療等に当たる人材の養成を実施した。【厚】 [予算595, 680千円の内数]

### (2) 刑事司法関係機関等における社会復帰に繋げる指導・支援の推進

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
矯正施設における効果的な指導・支援の推進	再犯リスクを踏まえた効果的な指導の実施及び薬物指導等体制の整備	刑事施設における薬物依存離脱指導の実施体制の充実強化を図るため、薬物事犯者処遇カウンセラーによる助言指導体制を整備した。【法】 [予算 104, 493千円]
		札幌刑務支所において、出所後の生活により近い環境で、社会内においても継続が可能なプログラムを受講させるとともに、出所後に依存症回復支援施設に帰住等するための支援を行う女子依存症回復支援モデル事業を実施した。【法】 [予算 6, 267 千円]
		少年院においては、重点指導施設において薬物非行防止指導を実施したほか、特有の課題を抱える女子在院者に対する指導の強化に向け、職員へのスキルアップ研修を実施した結果、指導者の専門的知識及び指導技術が向上し、薬物非行防止指導の充実強化が図られた。【法】 [予算11, 182千円]

保護観察対象者に対する効果的な指導・支援の推進	薬物再乱用防止プログラム及び自発的意思に基づく簡易薬物検出検査の実施	対象者の断薬意志の維持及び促進につなげ、薬物の再乱用防止を図るため、薬物依存のある保護観察対象者に対して、特別遵守事項により義務付けて実施する薬物再乱用防止プログラム及び対象者の自発的意思に基づく簡易薬物検出検査を実施した。【法】 [予算118,544千円]
	地域の医療機関等における医療や支援を受けることの働き掛けの実施	地域の医療機関における医療や精神保健福祉センター等の利用を促進するため、薬物依存のある保護観察対象者に対し、必要に応じて、当該機関における支援を受けることを働き掛けた。【法】
	就労に向けたきめ細かな支援の充実	不就労で生活が安定しない薬物事犯者も含めた刑務所出所者等の就労確保を図るため、公共職業安定所等の関係機関と連携し、出所者等に対して就労支援を行うとともに、犯罪歴のある者を積極的に雇用する協力雇用主を開拓した。【法】 [予算841,783千円]
	薬物依存のある刑務所出所者等の再乱用防止対策等の充実強化、地方更生保護委員会及び保護観察所における所要の体制整備	薬物依存のある刑務所出所者等の再乱用防止対策等の充実強化を図るため、保護観察所の保護観察官を増員するなど、地方更生保護委員会及び保護観察所における所要の体制を整備した。【法】
	保護観察官に対する薬物依存対策研修やスーパーバイズの実施	保護観察官の処遇能力を向上させるため、薬物依存のある保護観察対象者の処遇に当たる保護観察官に対して、薬物依存からの回復に関する外部専門家を招へいし、研修を実施した。【法】 [予算24,686千円]
保護司適任者の確保と活動基盤の強化	薬物依存のある刑務所出所者等に対する社会復帰支援を担う保護司について、適任者確保と活動基盤の強化を一層推進するため、「保護司候補者検討協議会」や「保護司活動インターンシップ」を実施したほか、その活動の拠点となる「更生保護サポートセンター」の効果的な活用を推進した。【法】 [予算1,398,591千円]	
更生保護施設における社会復帰支援体制の強化	薬物依存のある保護観察対象者の再犯防止及び改善更生を図るため、薬物処遇重点実施更生保護施設として指定された更生保護施設において、精神保健福祉士や臨床心理士等の専門的資格を有する薬物専門職員を中心に薬物依存から回復するための支援を実施した。【法】 [予算5,339,077千円の内数]	
刑事司法関係機関による社会復帰支援の推進	「第一次再犯防止推進計画」(平成29年12月15日閣議決定)に基づいて設置した「薬物事犯者の再犯防止対策の在り方に関する検討会」等において、厚生労働省と連携し、薬物事犯者の再犯防止等を推進するための効果的な方策について検討し、その結果等を踏まえ、必要と考えられる施策を「第二次再犯防止推進計画」(令和5年3月17日閣議決定)に盛り込んだ。【法】	



刑事司法関係機関による社会復帰支援の推進	関係機関との連携強化	全国8ブロックにおいて、「薬物事犯者に対する処遇プログラムにおける矯正・保護実務者協議会」を開催し、双方のプログラムの実施状況等の情報を交換し、社会復帰後の支援に資する刑事施設と保護観察所との連携について検討した。【法】 <b>[予算653千円]</b>
	薬物事犯受刑者等に対する調査と出所後の生活環境の調整の実施	薬物事犯者受刑者等の問題性に応じた適切な出所後の帰住先の確保を図るため、出所後の帰住先が確保されていない薬物事犯受刑者等に対し、薬物事犯者特有の問題性に焦点を当てた調査と出所後の生活環境の調整を実施した。【法】 <b>[予算1,938千円]</b>
	刑事施設を満期出所した薬物事犯者等に対する支援の実施	薬物事犯者等の円滑な社会復帰を図るため、刑事施設を満期出所した薬物事犯者等について、適当な住居がないなどの事情があるときは、その者の申出に基づいて、宿泊場所等の供与を更生保護施設に委託するなどの緊急の措置を講じた。【法】 <b>[予算5,339,077千円の内数]</b>
	執行猶予判決が見込まれる者や保護観察の付かない執行猶予判決を受けた者等に対する社会復帰支援	再乱用防止対策を強化するため、平成31年4月に近畿厚生局麻薬取締部に設置した再乱用防止対策官を中心とした、再乱用防止支援職員会議をオンラインにて開催した。【厚】
		再乱用防止を図るため、検挙した薬物事犯者のうち、保護観察処分が付かない執行猶予判決を受けた者に対するとともに、再乱用防止プログラムを実施するとともに、全国の麻薬取締部において公認心理師等の専門職員を雇用した。【厚】 <b>[予算105,605千円の内数]</b>
	再乱用防止に従事する職員向けの教材等の作成や研修の充実	相談の機会が必要と認められる薬物乱用者やその家族へ再乱用防止のためのパンフレット「相談してみませんか」を供覧・配布して、全国の精神保健福祉センターや家族会等を紹介するなどの情報提供を実施した。【警】 <b>[予算2,393千円の内数]</b>
依存度合いに応じた効果的な指導・支援の推進	再乱用防止指導の一貫性を保つとともに、対象者に応じた適切な対応を可能とするために、再乱用防止に従事する職員向けの教材等を作成した。【厚】	
依存度合いに応じた効果的な指導・支援の推進	薬物事犯者に対するアセスメントを実施して、依存度合いや再犯リスクに応じた指導を実施した。【法】	

(3) 地域社会における本人・家族等への支援体制の充実

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
相談・支援窓口の周知と充実	都道府県及び政令指定都市における依存症相談員を配置した相談拠点の設置及び本人やその家族からの薬物依存症に関する相談支援窓口の充実	保健所及び精神保健福祉センターにおいて、薬物依存症者に関する相談及び薬物依存に対する啓発、家族教室等を引き続き実施した。【厚】 相談支援体制の充実を図るため、「依存症対策地域支援事業」により、地域における相談拠点の設置や相談支援に携わる人材育成を行った。【厚】 <b>[予算595,680千円の内数]</b>

相談・支援窓口の周知と充実	精神保健センターにおける治療回復支援及び家族支援	精神保健福祉センターにおいて、薬物依存症者に関する相談及び薬物依存に対する啓発、家族教室等を引き続き実施した。【厚】
	法務少年支援センターの社会的認知度の向上	法務少年支援センター（少年鑑別所）の業務に関する広報を推進するため、パンフレットの配付、ウェブサイトの公開等を実施した結果、広報を通じた社会的認知が図られたことにより、令和4年の地域援助実施件数は、 <u>14,013件（速報値）</u> となった。【法】
	引受人・家族等に対する講習会・相談会の実施	薬物依存のある刑務所出所者等の引受人・家族等に対し、依存性薬物の有害性及び本人への対応に関する知識を付与するため、精神保健福祉センターや民間支援団体と連携して引受人・家族会を実施した。【法】 [予算3,177千円]
	薬物問題を抱える当事者及びその家族に向け、冊子を配布する等して相談・支援窓口や民間支援団体の周知を行うことによる相談機関活用の促進	相談機関活用を促進するため、薬物問題を抱える当事者やその家族に向けて、精神保健福祉センターやダルク等の民間支援団体を紹介した。【厚】 薬物問題を抱える当事者や家族のため小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」（家族読本）を改訂し、全国の薬務主管課、保護観察所、矯正施設、民間自助団体等に配布した他、厚生労働省のウェブサイトへ掲載した。【厚】 相談の機会が必要と認められる薬物乱用者やその家族へ再乱用防止のためのパンフレット「相談してみませんか」を供覧・配布して、全国の精神保健福祉センターや家族会等を紹介するなど情報提供を実施し、その活用を促進した。【警】 [予算2,393千円の内数]
	薬物依存症を支援する関係機関の連絡会議の開催を通じた当事者及びその家族に対する相談体制の充実強化	当事者及びその家族に対する相談体制の充実強化を図るため、行政、医療、福祉、司法、民間団体等が参加する「薬物中毒対策連絡会議」を書面にて開催し、情報共有を図った。【厚】
自助グループ等民間団体支援の充実	地域で活動する自助グループ等民間団体の活動促進のための取組充実	「依存症民間団体支援事業」により、全国規模で依存症の問題に取り組む民間団体が実施する、依存症対策の推進に必要な人材を養成するための研修や、依存症に関する普及啓発等の活動を支援した。【厚】 [予算39,412千円の内数]
		「薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業」により、ダルク等の地域で薬物依存症問題に取り組む民間団体の活動を支援した。【厚】 [予算50,600,000千円の内数]
		行政、医療、福祉、司法、民間団体等との連携を図るため、「依存症対策地域支援事業」により、地域における薬物依存症の支援体制構築に向けた検討会や、包括的な支援を実施するための連携会議を開催した。【厚】 [予算595,680千円の内数]
相談・支援に携わる人材の育成	精神保健福祉センター等における職員に対する研修の充実	「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」により、精神保健福祉センター等で相談業務に従事する職員の対応力の向上を図るとともに、地域における指導者の養成を行った。【厚】 [予算106,046千円の内数]

相談・支援に携わる人材の育成	障害福祉サービス事業者や相談支援事業者等の薬物依存症者への生活支援に当たる者に対する研修の充実	「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」により、依存症回復施設職員の対応力の強化を図るとともに、地域における指導者の養成を行った。【厚】 [予算 106,046 千円の内数]
	職員の専門性向上を図るための各種研修等の実施	薬物事犯者の処遇プログラムを担当する職員の専門性向上を図るため、集合研修等の各種研修を実施した。【法】 [予算 3,840 千円] 依存症を含む精神疾患に関する専門的知識及び処遇技術等を習得させるため、精神保健福祉士養成施設等に委託して研修を実施した。【法】 [予算 4,499 千円]
刑事司法関係機関と地域社会が連携した社会復帰支援体制の強化	「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づく関係機関との連携	より多くのケースを必要な支援につなげるため、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関するガイドライン」に基づき、医療・保健・福祉機関等と連携した。【法】 [予算 3,113 千円の内数] 「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき、関係機関との緊密な連携の下、各関係機関が有する責任、機能又は役割に応じた支援を切れ目なく実施した。【厚】
	矯正施設における指導体制の強化	刑事施設 75 庁（刑務支所を含む。）において、薬物事犯者処遇カウンセラーを配置しているほか、民間自助団体の協力を得た指導体制が整備され、指導内容の充実・強化が図られた。【法】 [予算 48,159 千円]
	保護観察所における地域支援連絡会議の実施	薬物依存のある保護観察対象者が居住する地域における薬物処遇に係る関係する機関との連携を図るため、薬物処遇に係る機関・団体が協働して地域支援連絡会議を実施した。【法】 [予算 1,313 千円]
	ケア会議の実施及び関係機関との連携の強化	保護観察所と関係する機関・団体等との連携を促進するため、医療機関等に通院等する保護観察対象者の処遇に係るケア会議を実施した。【法】 [予算 3,113 千円の内数]
	保護観察対象者の心身の状況を踏まえた適切な指導等の実施	医療機関等に通院等する保護観察対象者の医療・支援状況に関する情報提供を受け、心身の状況を踏まえた適切な指導を実施した。【法】 [予算 3,113 千円の内数]
	薬物依存回復訓練の外部委託	規制薬物等に対する依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法の習得の促進を図るため、保護観察対象者に対する薬物依存回復訓練の実施を民間の薬物依存症リハビリテーション施設等に委託した。【法】 [予算 5,339,077 千円の内数]
	地域における薬物依存症者を支援する関係機関との連携強化	行政、医療、福祉、司法、民間団体等との連携を図るため、「依存症対策地域支援事業」により、地域における薬物依存症の支援体制構築に向けた検討会や連携会議を開催した。【厚】 [予算 595,680 千円の内数]

<p>刑事司法関係機関と地域社会が連携した社会復帰支援体制の強化</p>	<p>個々の少年の状況に応じた立ち直り支援活動の推進</p>	<p>少年の薬物再乱用防止を図るため、必要に応じて、少年に対して継続的な助言、指導、カウンセリング等の継続補導を行うとともに、再非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して警察から積極的に連絡し、指導・助言や、体験活動等への参加、就学・就労等への支援を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を実施した。【警】</p> <p style="text-align: right;">[予算 47,862 千円の内数]</p>
--------------------------------------	--------------------------------	---

(4) 薬物依存症に関する正しい理解の促進

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
<p>正しい理解の促進</p>	<p>薬物依存症の正しい知識と理解を国民に広く普及し、適切な治療・支援に結びつけるための継続的な普及啓発</p>	<p>依存症からの回復に向け、精神保健福祉センター及び自助グループ等の民間団体へ相談することの重要性を周知するため、「依存症の理解を深めるための普及啓発事業」において、薬物問題関連のシンポジウムを開催した。【厚】</p> <p>保健所及び精神保健福祉センターにおける相談事業を通じた薬物問題の早期発見・早期対応を可能とするため、依存症の理解を深めるための普及啓発事業の中で広報・啓発事業を実施した。【厚】</p> <p style="text-align: right;">[予算78,073千円の内数]</p>
	<p>講習会の開催を通じた薬物依存症・中毒に関する正しい知識・理解の促進と意識向上</p>	<p>一般市民、民間団体等を対象として、薬物依存症・中毒に関する正しい知識・理解の普及を図った。【厚】</p> <p style="text-align: right;">[予算105,605千円の内数]</p>

(5) 薬物乱用の実態や再乱用防止に向けた効果的なプログラムに関する研究の推進

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
<p>薬物乱用実態の研究の推進</p>	<p>薬物依存のメカニズムや薬物の毒性等に関する研究、薬物乱用・依存の疫学的研究、薬物乱用・依存に関する意識・実態調査、薬物依存症・中毒者に対する支援のあり方に関する研究等の推進</p>	<p>「依存症に関する調査研究事業」の実施により、薬物事犯者の支援の在り方の研究、薬物依存症者の回復支援等についての調査研究を行った。【厚】</p> <p style="text-align: right;">[予算135,369千円の内数]</p>
<p>治療回復プログラム等の指導・支援方策の効果検証の推進</p>	<p>刑事施設における処遇プログラムの効果検証の実施</p> <p>全国の精神科医療機関の下、各施設を受診した薬物依存症・中毒者の症例等、依存性薬物に関する情報の収集、分析及び評価の実施</p> <p>麻薬取締部で実施中の薬物乱用者への指導結果等についての分析及び評価</p>	<p>刑事施設における薬物依存離脱指導プログラムの効果検証を実施し、分析結果を取りまとめ公表した。【法】</p> <p>保護観察所における薬物再乱用防止プログラムの効果検証のための調査を実施し、分析結果を取りまとめ公表した。【法】</p> <p>国内における再乱用防止に資する科学的知見等の収集を図るため、薬物乱用・依存状況の実態把握及び薬物依存症者の社会復帰に向けた支援に関する研究を実施している。【厚】</p> <p>再乱用防止に係る取組の充実強化を図るため、麻薬取締部が実施している再乱用防止プログラムにおける指導結果等について、分析及び評価を実施した。【厚】</p>

**【まとめと今後の課題】**

令和4年の覚醒剤事犯検挙者における再犯者の割合は約7割と高水準にあり、再乱用防止対策の強化が喫緊の課題となっている。

全国的に、薬物依存症治療に係る専門医療機関が不足していることから、「依存症対策地域支援事業」を実施し、薬物依存症治療を実施する医療機関の整備を図るとともに、医療従事者の育成を実施した。今後も同機関の選定を推進し、治療内容の充実を図る必要がある。

刑事司法機関においては、保護観察が付かない執行猶予判決を受けた者等、相談の機会が必要と認められる薬物乱用者に対して、再乱用防止プログラムを実施するとともに、相談窓口の周知を徹底した。

麻薬取締部で行う再乱用防止プログラムについて、令和4年にあつては新規対象者の参加率が81%、定着率が91%であり、今後も高水準を保てるよう強化していく。

刑事施設、更生保護施設及び保護観察所においては、職員の専門性向上を図るとともに、薬物依存症者に対して、薬物処遇及び社会復帰支援を実施した。

引き続き、関係機関が連携し、これらの施策を一体的に実施することが、薬物依存症者の社会復帰には不可欠である。

また、刑事司法機関での対応を終えた薬物依存症者が地域社会の中で適切な支援が受けられるよう、保健所、精神保健福祉センター、法務少年支援センター、民間支援団体等と連携し、治療・回復支援に取り組むとともに、民間支援団体への支援、各種研修による職員の専門性向上、連絡会議を通じた情報共有の強化を図り、対象者に応じた指導及び訓練を実施した。

引き続き、地域社会の中において、薬物依存症者及びその家族が関係機関の支援を受けられる枠組みを構築していくことが求められている。

一方、適切な治療・支援を実施するためには、薬物依存症に係る正しい知識と理解を普及することが重要であることから、全国で関係機関の専門家による講習会を実施するとともに、関係機関において啓発資料の配付を実施した。

**目標 3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止**

(1) 薬物密売組織の壊滅に向けた捜査基盤の整備と連携強化

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
捜査体制の強化及び関係機関相互の連携強化	関係機関における薬物を専門とする捜査、情報分析、鑑定等の組織体制の強化	組織体制を強化・整備するため、組織犯罪対策要綱に基づいて組織犯罪対策を推進するための基盤を整備するとともに、都道府県警察に設置される「組織犯罪対策推進本部」等において関係部門が緊密に連携した。【警】
		薬物捜査に係る組織体制の強化を図るため、全国の検察官が出席する会合等において、薬物事犯の捜査手法に関する知見を共有した。【法】 [予算(当初) 600,476千円の内数] [予算(補正含む) 600,476千円の内数]
		組織体制の強化を図るため、密輸入事犯や広域事犯等薬物供給の傾向に対応した体制を構築するとともに、捜査担当官会議等を活用して最新の薬物情勢、捜査手法等の知見を共有した。【厚】
		薬物捜査に係る組織体制の強化を図るため、研修や会議等において最新の薬物情勢を共有した。【海】
	関係機関による合同捜査・共同摘発の推進	関係機関による合同・共同捜査を実施するなど、各機関の特徴を活かして連携した取締りを推進した結果、複数の薬物密売組織を摘発した。【警、財、厚、海】
		薬物密輸組織及び薬物密輸ルートを徹底解明するため、密輸入情報の入手段階から関係機関による合同捜査を推進した。【警、財、厚、海】
「薬物対策関係取締機関情報交換会」等を通じた情報交換による連携強化及び共通の理念に基づく取締りの推進	関係機関による「密輸出入取締対策会議」等を開催し、情報交換を実施したことにより、 <u>密輸情報等の共有化や連携強化が図られ、密輸入事犯を検挙するなど成果を挙げた。</u> 【警、法、財、厚、海】 [法：予算(当初) 600,476千円の内数] [法：予算(補正含む) 600,476千円の内数]	
関係機関間の人事交流及び研修への相互派遣の推進	関係機関の連携強化や捜査手法・知識の向上を図るため、警察、税関、麻薬取締部及び海上保安庁において、人事交流、研修への職員の相互派遣を推進した。【警、財、厚、海】	
語学能力を備えた捜査官の育成等、通訳体制の整備・充実	語学能力を備えた捜査官の育成、通訳体制の整備・充実を図るため、教養実施計画に基づき、職員の語学研修を実施した。【警】 通訳体制の整備・充実を図るため、通訳人に対するセミナーを実施し、刑事手続における通訳の遂行に必要な知識等を修得させた。【法】 [予算(当初) 600,476千円の内数] [予算(補正含む) 600,476千円の内数]	

<p>捜査体制の強化及び関係機関相互の連携強化</p>	<p>語学能力を備えた捜査官の育成等、通訳体制の整備・充実</p>	<p>国際会議等に捜査官を積極的に参加させ、語学能力に係る意識向上を図った。【厚】 通訳等の所要の体制整備を図るため、語学能力を備えた捜査官の育成等を実施した。【海】</p>
<p>捜査手法、装備資機材の研究・導入等による捜査の高度化</p>	<p>通信傍受、コントロールド・デリバリー捜査等の各種捜査手法の効果的活用及び新たな捜査手法の研究</p>	<p>組織的な薬物の密輸・密売を解明・検挙するため、通信傍受、コントロールド・デリバリー等の捜査手法の効果的な活用に努めた結果、暴力団構成員等が関与する複数の薬物密輸入事犯や密売事犯を摘発した。【警、法、財、厚、海】 [法：予算（当初）600,476千円の内数] [法：予算（補正含む）600,476千円の内数] 各種捜査手法の効果的な活用により、覚醒剤の密輸入事犯を129件（うち航空機利用の携帯密輸43件）検挙した。【警】 各種捜査手法のより効率的・効果的な活用を図るため、既存の捜査手法について見直しを図り、デジタルフォレンジック機材等、新たな捜査機材を導入した【厚、財】 取締り、視察内偵等に活用する装備資機材を導入し、高度な捜査への体制整備を図った。【海】</p>
	<p>取締り、視察内偵等のための装備資機材の研究・導入、船艇及び航空機の効果的な活用</p>	<p>薬物密輸の取締体制を強化し、より効果的・効率的な取締りを可能とするため、取締・検査機器等の必要な資機材を整備した。【財】 [予算（当初）12,069,813千円の内数] [予算（補正）1,767,916千円の内数] 麻薬取締部において、全国横断的な情報共有・分析等を可能とする新たなネットワークシステムを構築した。【厚】 巡視船及び航空機を積極的に活用し、立体的な取締りを実施した。【海】</p>

(2) 暴力団等の国内薬物密売組織対策の推進

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
<p>組織の首領等の中枢に位置する者に対する取締り強化</p>	<p>薬物密売に関わる暴力団等に係る情報の集約・分析と取締りへの活用</p>	<p>薬物密売組織の実態解明を図るため、暴力団が関与する覚醒剤等の営利密輸入事犯及び密売関連事犯の分析を行うなど、薬物密売に関わる暴力団等に係る情報を集約・分析して取締りに活用した。【警】 違法薬物の密売に関わる広域的な暴力団等の密売組織に係る情報を分析し、取締りに活用した結果、<u>薬物密売組織</u>を摘発した。【厚】 薬物密売に関与する暴力団関係者等に係る情報を集約・分析した結果、<u>捜査</u>に活用した。【海】</p>

<p>組織の首領等の中枢に位置する者に対する取締り強化</p>	<p>末端乱用者からの突き上げ捜査等による薬物密売組織の実態解明及び首領、幹部等の中枢に位置する者の検挙の推進</p>	<p>暴力団、外国人薬物密売組織による密輸・密売事犯等において、末端乱用者等からの徹底した突き上げ捜査による、薬物密売組織の中枢に位置する首領や幹部に焦点を当てた取締りを実施し、令和4年中、首領・幹部を含む暴力団構成員等2,199人を薬物事犯により検挙した。【警、厚、海】</p>
<p>麻薬特例法等を活用した厳正な科刑の獲得による長期隔離</p>	<p>業として行う薬物密売等の事犯への麻薬特例法第5条の適用による厳正な科刑の獲得</p>	<p>組織的薬物密売事件等の捜査において、悪質性や行為の組織性、計画性、営利性等の立証に努め、令和4年中、業態犯の加重処罰を規定する麻薬特例法第5条違反の検挙件数は14件であり、暴力団構成員等が関与する複数の薬物密売組織を摘発した。【警、厚】</p> <p>全国の検察官が出席する会合等を通じて、麻薬特例法等の関係法令の積極的な活用を推奨し、組織的な薬物事犯についての徹底した捜査の実施と厳正な科刑の実現に努めた。【法】</p> <p style="text-align: right;">[予算(当初) 600,476千円の内数] [予算(補正含む) 600,476千円の内数]</p>
<p>薬物犯罪収益等に係る情報集約・分析・活用の推進</p>	<p>薬物犯罪収益等に係る実態解明の推進及び薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為の発見</p>	<p>薬物犯罪収益に係る実態解明を推進し、その隠匿・收受行為の発見に努めるため、都道府県警察に設置された犯罪収益解明班において情報集約・分析を実施した。【警】</p> <p>犯罪収益移転防止法第13条に基づき、薬物犯罪及び薬物犯罪収益等に係るマネー・ローンダリング犯罪の捜査に役立てるため、国家公安委員会から提供された疑わしい取引に関する情報を最高検察庁を通じて全国の検察庁へ周知した。【法】</p> <p style="text-align: right;">[予算(当初) 600,476千円の内数] [予算(補正含む) 600,476千円の内数]</p> <p>薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為の発見を推進し、薬物犯罪収益等に係る実態を解明するため、国家公安委員会より提供を受けた疑わしい取引に係る情報を一元的に管理解析し、全国の麻薬取締部に還元した。【厚】</p> <p>薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為の発見を推進し、薬物犯罪収益等に係る実態を解明するため、国家公安委員会より提供を受けた疑わしい取引に係る情報を一元的に管理解析し、各管区海上保安本部に還元した。【海】</p>
	<p>薬物犯罪等に係る疑わしい取引に関する情報の分析、捜査機関等への提供及び情報の捜査への活用</p>	<p>薬物犯罪等に係る捜査又は犯則事件の調査に資する、疑わしい取引の届出に関する情報について、令和4年中は58万1,252件の情報を捜査機関等に提供した。更に薬物事犯を含めた各種事犯に着目した分析を行い、各捜査等に資すると判断された情報1万5,990件を捜査機関等へ提供した。同年中、都道府県警察が疑わしい取引に関する情報を活用して検挙した薬物事犯は318件であった。【警】</p> <p>薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為の発見を推進し、薬物犯罪収益等に係る実態を解明するため、国家公安委員会より提供を受けた疑わしい取引に係る情報を一元的に管理解析し、全国の麻薬取締部に還元した。【厚】</p>



薬物犯罪収益等に係る情報集約・分析・活用の推進	薬物犯罪等に係る疑わしい取引に関する情報の分析、捜査機関等への提供及び情報の捜査への活用	薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為の発見を推進し、薬物犯罪収益等に係る実態を解明するため、国家公安委員会より提供を受けた疑わしい取引に係る情報を一元的に管理解析し、各管区海上保安本部に還元した。【海】
薬物犯罪収益等の剥奪の徹底	薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為を罰する麻薬特例法の規定に基づく没収保全命令及び追徴保全命令の適用	<p>麻薬特例法第6条及び第7条違反の検挙に努めるとともに、薬物犯罪収益等の確実な剥奪を期すため、麻薬特例法第19条に基づく没収保全命令の活用に努め、令和4年中の適用件数は、第6条が15件、第7条が2件、第19条が23件であった。【警】</p> <p>全国の検察官が出席する会合等を通じて、薬物犯罪収益の剥奪の徹底を含めた適切な対応についての意識共有を図った。令和4年においては、麻薬特例法第11条等に基づく薬物犯罪収益等の没収規定を56人に、同法第13条に基づく薬物犯罪収益等の追徴規定を222人にそれぞれ適用し、言い渡された没収・追徴額の合計は8億6,665万円に上り、薬物密売組織に資金面から一定の打撃を与えた。【法】</p> <p style="text-align: center;">[予算(当初) 600,476千円の内数] [予算(補正含む) 600,476千円の内数]</p> <p>薬物犯罪組織を資金面から弱体化させるため、薬物犯罪収益等の隠匿・收受に係る取締りに努めた。【厚】</p>
	薬物犯罪収益に関する税務当局への課税通報の推進	薬物密売組織の資金面からの弱体化を図るため、暴力団構成員等の薬物犯罪収益等について、税務当局へ課税通報に努めた。【警、厚】
薬物犯罪収益等の移転防止に向けた取組の推進	国際的な情報交換のための枠組みの構築による、外国の資金情報機関(FIU)との情報交換の推進	外国の資金情報機関(FIU)との疑わしい取引に関する情報に係る情報交換のための枠組みの設定に向けた交渉を推進し、令和4年末現在、110の国・地域のFIUとの間で情報交換のための枠組みを設定し、同年中の外国FIUとの情報交換件数は薬物関連を含む495件であった。【警】
	金融活動作業部会(FATF)の勧告等を踏まえたマネー・ローンダリング対策の推進	マネー・ローンダリング対策を推進するため、FATF勧告等を踏まえ、薬物事犯を含めた各種事犯に着目した分析及び外国FIUとの情報交換を積極的かつ迅速に行った。【警】

(3) 外国人薬物密売組織の実態解明と壊滅・弱体化

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
関係機関との情報共有の強化	不法滞在外国人に関する情報の収集・分析及び関係機関と連携した摘発等の強化	<p>国内外の関係機関と情報交換するなどして薬物密輸・密売事犯の捜査を推進し、令和4年中、薬物事犯で977人の外国人(うち密輸入事犯は203人)を検挙した。【警】</p> <p>出入国在留管理庁は、警察等関係機関と緊密に連携するなどして、入管法違反外国人に対する摘発を行っており、令和4年は全国520か所の摘発を実施した。【法】</p> <p style="text-align: center;">[予算(当初) 9,297,442千円の内数] [予算(補正含む) 9,662,529千円の内数]</p>

関係機関との情報共有の強化	関係機関における外国人薬物密売組織の構成員、役割分担、密売手口等に関する情報共有による実態解明	組織の実態解明のため、関係機関において、会議や合同捜査等の機会を通じて、外国人薬物密売組織の構成員、役割分担、密売手口等に関する情報を共有した。【警、厚】
	薬物密売目的の外国人の偽造旅券等を用いた入国の阻止	偽変造文書行使者の発見等、厳格な上陸審査を実施するため、全国の主要空海港に配備された高性能の偽変造文書鑑識機器を積極的に活用したほか、鑑識技術の更なる向上を目的とした研修等を実施した。【法】
		上陸申請時に提供を受けた個人識別情報（指紋及び顔写真）を活用し、上陸申請者と旅券名義人との同一人性の確認及び要注意人物リストとの照合を正確かつ迅速に実施した。【法】
		本邦に乗り入れる全ての航空機及び船舶の長に対して事前旅客情報（API）の提出を義務付けているほか、航空機を運航する運送業者等に対して乗客予約記録（PNR）の報告を求めることにより、航空機等が到着する前に、要注意人物に対する事前確認を行うなど、厳格な上陸審査を実施した。【法】
		我が国での不法行為を企図する外国人による紛失・盗難旅券を悪用した不法入国事案を阻止するため、国際刑事警察機構（ICPO）紛失・盗難旅券データベース検索システムを活用し、厳格な上陸審査を実施した。【法】
	主要空港の直行通過区域におけるパトロール活動を行い、不審者の摘発や監視等を実施した。【法】 [予算（当初）9,297,442千円の内数] [予算（補正含む）9,662,529千円の内数]	
暴力団等国内組織と外国人密売組織の結節点の解明	薬物密輸組織、薬物密輸ルート、資金の流れ、連絡手段等の解明	関係機関との会議、合同捜査等を通じて、薬物密輸組織、薬物密輸ルート、資金の流れ、連絡手段等について実態解明を推進した。【警、厚、海】
	各国捜査機関との外国人密売組織に関する情報交換の推進	薬物密輸・密売情報等を踏まえた上で、必要に応じて関係国に職員を出張させるなど、各国捜査機関と積極的な情報交換を推進したことで、各国薬物捜査機関との緊密な連携・協力が促進され、 <u>捜査に資する情報の入手に至った。</u> 【警、厚、海】

(4) 巧妙化・潜在化する密売事犯への対応

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
インターネット等を利用した密売事犯への対応強化	インターネット・ホットラインセンター（IHC）、あやしいヤクヅツ連絡ネット等からの通報及びサイバーパトロールによる薬物密売に関する違法情報の収集	「インターネット・ホットラインセンター」（IHC）からの通報、あやしいヤクヅツ連絡ネットからの通報、サイバーパトロール等により、薬物密売等に関する情報を積極的に収集した。【警、厚】 [警：予算 93,192千円] 令和4年中、IHCから、「薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為」、「規制薬物の広告」、「指定薬物の広告」、「指定薬物等である疑いがある物品の広告」及び「危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告」に関する違法情報について8,806件の通報を受けた。【警】

インターネット等を利用した密売事犯への対応強化	インターネット等を利用した薬物密売手口の解析・分析の強化及び各種法令を駆使した取締りの推進	<p>インターネット上の薬物関連違法情報等の収集及びインターネットを利用した薬物密売事犯の取締りを推進し、令和4年中、インターネットを利用した薬物密売等事犯49事件、50人を検挙した。【警】</p> <p>インターネット利用による薬物密売に対し、薬物を濫用することをあおる行為等を規制する麻薬特例法第9条等各種法令を活用して取締りを徹底するとともに、各種捜査手法の効果的な活用方法について検討を行った。【警】</p> <p>警察では、IHCから通報される違法情報について、「全国協働捜査方式」による捜査を実施しているが、令和4年中は、IHCの情報をもとにインターネット等を利用した薬物密売等事犯4件を検挙した。【警】</p> <p>インターネット事犯に対する取締りを推進するため、国内外の関係機関と情報交換を実施し、インターネット等を利用した新たな薬物密売手口に係る解析・分析を強化し、対応策を検討した。【厚】</p>
	違法情報に関する証拠保全や送信防止措置を進めるためのプロバイダ等との協力関係の強化	<p>令和4年中、IHCでは、規制薬物等に関する違法情報について、サイト管理者等に対して17件の削除依頼を行った。【警】</p> <p>薬物事犯の取締りを推進するため、サイバーパトロールやIHCからの通報によりインターネット上における薬物密売等の情報を収集し、情報に基づく捜査を推進した。【警】</p> <p>薬物密売の未然防止を図るため、プロバイダ等と積極的な情報交換を実施して協力関係を強化し、薬物密売等に係る違法情報に関する証拠保全や送信防止措置を迅速に行った。【厚】</p>
各国・地域における薬物密売手口と対策に関する情報収集の推進	各国・地域の捜査機関からの密売手口やその対策等に関する情報収集	<p>アジア太平洋薬物取締機関長会議（HONLAP）に出席し、参加各国と薬物密売手口及び捜査手法等に関する情報共有を実施するとともに、積極的な意見交換を行った。【警、財、厚、海】</p> <p>国内未確認の密売手口及びその対策に関する情報を入手し、防止策を講じるため、国際会議への出席等を通じ、各国の捜査機関と薬物の密売手口やその対策について情報交換を実施した。【厚、海】</p>

(5) 薬物乱用者に対する取締りの徹底

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
薬物乱用者に対する徹底した取締りの推進	薬物乱用の傾向等の分析による末端乱用者に対する取締りの徹底	<p>統一的な戦略による取締りを重点的に推進した結果、令和4年中、薬物事犯者12,142人（うち覚醒剤事犯6,124人、大麻事犯5,342人）を検挙し、薬物の需要の根絶に一定の成果を上げた。【警】</p> <p>令和4年中、危険ドラッグ関連事件を260事件、279人検挙し、そのうち乱用者側を264人検挙した。【警】</p>

薬物乱用者に対する徹底した取締りの推進	薬物乱用の傾向等の分析による末端乱用者に対する取締りの徹底	末端乱用者等に対する徹底した取締りを推進した結果、令和4年中、薬物事犯者509人（うち覚醒剤事犯163人、大麻事犯203人）を検挙し、また、危険ドラッグ事犯者（医薬品医療機器等法違反）33人を検挙した。【厚】
		このほか、蛇行運転等の異常な運転行為やこれに伴う事故について、薬物の使用の疑いがあることを念頭に危険運転致死傷罪等あらゆる法令の適用を視野に入れた厳正な取締り・交通事故事件捜査を推進している。【警】
	薬物乱用をほう助する大麻種子の不正輸入・販売者、注射器の不正販売者等の取締り等の推進	薬物乱用者に対する徹底した取締りを推進するため、関係機関と連携し、大麻種子等の不正輸入に係る情報を端緒に大麻栽培等について厳格な取締りを実施し、多数を検挙した。【警】
		大麻種子等の不正輸入について、厳格な水際取締りを実施した。【財】
乱用が懸念される薬物に対する重点的な取締りの推進	乱用の拡大が懸念される薬物事犯を対象としたより重点的な取締りの実施	都道府県警察において、大麻事犯の取締りを実施した結果、令和4年中、5,342人を検挙した。【警】
		乱用が拡大している大麻事犯について徹底的な取締りを実施した結果、令和4年中、大麻事犯者203人を検挙した。【厚】
	大麻の使用罪がない現状の課題等の把握及び大麻取締りのあり方の法的検討	近年の若年層を中心とした大麻事犯の増加等の国内における薬物情勢、諸外国における大麻から製造された医薬品の医療用途への活用、大麻から抽出される成分の活用との国際的な動向を踏まえ、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会の下に「大麻規制検討小委員会」を設置し、そのとりまとめにおいて、大麻の使用の禁止、大麻の部位の規制から成分に着目した規制の導入等、大麻取締法等改正に向けた方向性が示された。【厚】

(6) 未規制物質等に対する情報収集と迅速な規制等の推進

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
未規制物質等に関する鑑定・研究体制の強化と情報共有の推進	未規制物質や新たな形態の規制薬物の高度な鑑定を行うための資機材等の整備、毒性の評価や鑑定手法の研究・導入の推進	都道府県警察科学捜査研究所に配備する分析機器等資機材の更新整備を実施した。【警】
		迅速な鑑定体制の構築のため、新規指定薬物及び新たな形態の規制薬物の検査に資する標準品等の整備を行った。【警】
		新規の乱用薬物の鑑定に対応するため、分析手法の開発及び代謝物の探索・同定を行った。【警】
		未規制物質について調査研究を行い、水際で分析するための各種分析データを整備し共有した。【財】
		迅速な規制強化と薬物取締体制の構築を図るため、国立医薬品食品衛生研究所において、薬物鑑定法の策定・研究・標準品整備、毒性評価等を実施し、その情報共有を実施した。【厚】

未規制物質等に関する鑑定・研究体制の強化と情報共有の推進	未規制物質や新たな形態の規制薬物の高度な鑑定を行うための資機材等の整備、毒性の評価や鑑定手法の研究・導入の推進	技術の向上及び情報共有を図るため、都道府県の地方衛生研究所の分析担当者に対して、国立医薬品食品衛生研究所が策定し、研究した分析手法や未規制物質についての情報共有を実施した。【厚】 装備資機材の研究・導入を実施するとともに、鑑定担当者間における情報共有を実施した。【海】
	新規指定薬物等に関するデータベースの構築及び共有による活用の促進	効率的な鑑定体制の構築を図るため、新規指定薬物等の分析結果を集約し、データベースとしてまとめ、都道府県警察科学捜査研究所へ配布した。【警】 指定薬物等の不正薬物について調査研究を行い、水際で分析するための各種分析データを整備し共有した。【財】 指定薬物に係る取締りに活用するため、新規指定薬物に関するデータベースを構築し、全国の麻薬取締部で共有した。【厚】
	「分析担当官会議」等を通じた新たな形態の規制薬物や未規制物質に関する情報の共有	関係機関における連携を一層強化するため、近年乱用著しい規制薬物やその類似物質等について、合同会議の開催等により、関係省庁間で迅速な情報共有を行ったほか、学術集会（国内及び国際）等においても分析手法等について意見交換を行った。【警、財、厚、海】
未規制物質等の迅速な指定の推進	未規制物質の国内外流通状況等を踏まえた指定薬物への迅速な指定の推進	インターネット監視、海外流通・規制等の情報収集等により国内外で流通している危険ドラッグの把握に努め、令和4年度において18物質を新たに指定した。また、指定薬物への迅速な指定により、指定数は令和5年3月末時点で2,420物質となった。【厚】
	指定薬物の指定に関する関係機関との情報共有	危険ドラッグ等取扱業者に対する効果的な取締りを推進するため、国内規制された指定薬物の情報を一元化し、関係機関との間で情報共有を実施した。【厚】
	捜査や税関検査等を通じて把握した未規制物質の情報提供による迅速な指定の支援	捜査の過程で押収した薬物について、国内において乱用が懸念される場合、厚生労働省に情報提供を行い、指定薬物への迅速な指定を支援することとしている。【警】 麻薬や指定薬物等に類似の性質をもつ物品を税関検査で発見した場合には、厚生労働省に情報提供し、指定薬物の迅速な指定に向けた支援を行った。【財】
	指定薬物から麻薬への指定、規制強化	令和4年7月、既に指定薬物として規制された物質のうち、麻薬と同種の乱用のおそれのある3物質を麻薬に指定し、規制を強化した。【厚】

(7) 正規流通麻薬、向精神薬等に対する監督強化

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
国内外における乱用実態の情報集約体制の強化	国内外における医療用麻薬、向精神薬等の乱用情報や依存実態の把握及び国内関係機関への情報提供	国内外における医療用麻薬、向精神薬等の乱用情報や依存実態を把握するとともに、関係機関との統一的な情報共有を図るために、国際会議への出席、国際機関・国内関係機関との情報交換等を積極的に実施した。【厚】

向精神薬等を悪用した事案発生防止のための監視・取締りの強化	向精神薬の適正管理及び使用を促すための立入検査、監視の徹底	向精神薬の適正管理、使用及び流通を促すため、麻薬取締官と麻薬取締員等が協力して、医療機関、薬局等への立入検査を実施し、向精神薬の管理・使用・流通状況について監視を実施した。【厚】
	医療用麻薬、向精神薬等の不正流通等を確認した際の関係機関との連携した取締りの実施	都道府県警察において、医療用麻薬、向精神薬等の不正流通等を確認した場合、関係機関と連携するなどして、取締りを推進した。【警】
関係機関・団体への指導・監督の徹底	医療用麻薬の適正使用を促すための医療用麻薬適正使用推進講習会の実施	医療用麻薬の必要性・安全性に係る正しい知識の普及を図り、適正使用を促進するため、医療用麻薬の適正使用について、有識者を講師として迎え、医療関係者及び一般向けに「医療用麻薬適正使用推進講習会」を開催した。【厚】
	医療用麻薬、向精神薬等の適正管理に係る指導・監督の徹底	医療用麻薬、向精神薬の適正な管理、使用及び流通を促進するため、麻薬取締官と麻薬取締員等が協力して立入検査を実施し、医療用麻薬等の不適切な管理及び使用を確認した際は、指導を徹底し、継続した監視を実施した。【厚】

#### 【まとめと今後の課題】

暴力団、外国人薬物密売組織等の壊滅に向け、取締体制の強化と統一的な戦略に基づいた取締りの推進、薬物密売組織の中枢に位置する者に対する取締りの徹底、麻薬特例法の活用等による厳正な科刑の獲得、各種捜査手法の活用等の組織犯罪対策を推進するとともに、薬物犯罪収益等の剥奪の徹底等の犯罪収益対策を強力に推進した。

その結果、首領・幹部を含む暴力団関係者、外国人密売組織関係者等を薬物事犯で多数検挙するとともに、薬物犯罪収益等の没収・追徴を行い、薬物密売組織を人的・資金面から弱体化させた。

しかし、覚醒剤の押収量は475キログラムを超え、依然として高水準にあるなど、我が国の薬物需要は根強いと言える。加えて、国際的なネットワークを有する薬物犯罪組織が、アジア・太平洋地域において覚醒剤の取引を活発化させているものと推認された。

覚醒剤を始めとする規制薬物等の供給網を遮断するためには、今後も、海外の薬物密売組織や犯罪インフラを提供する外国人等に関する実態を把握し、これらの組織と暴力団との結節点を解明する必要がある。

また、インターネット等を利用した薬物密売事犯に対しては、サイバーパトロールを積極的かつ効果的に実施し、「全国協働捜査方式」による捜査や違法情報の削除要請等を引き続き推進する必要がある。

薬物需要の根絶については、末端乱用者に対する取締りを徹底した結果、覚醒剤事犯検挙人員は6,289人と前年より減少したものの、依然として全薬物事犯中に占める覚醒剤事犯は最多であり、大麻事犯検挙人員は5,546人と、過去最多となった令和3年に続く高い水準で推移するなど、我が国における薬物情勢は憂慮すべき状況にあることから、取締りをより一層強化する必要がある。

特に大麻事犯については若年層を中心に乱用が拡大しており、インターネット上に流布される誤った情報により、大麻の危険性・有害性を軽視している傾向がうかがわれるとともに、暴力団による組織力を背景にした大麻栽培事犯が多数検挙されている状況から、供給者側及び乱用者の双方に対する取締りを強化するとともに、その危険性・有害性に対する正しい情報を的確に発信していく必要がある。

また、大麻の有害成分が抽出・濃縮されたいわゆる大麻濃縮物や、大麻チョコレート等のいわゆる大麻含有食品等が押収される事案も散見されることから、これらの鑑定の際に生じる問題等への早急な対応も求められている。

このような近年の若年層を中心とした大麻事犯の増加等の国内における薬物情勢、諸外国における大麻から製造された医薬品の医療用途への活用、大麻草植物・大麻から抽出される成分（カンナビノイド）の活用等の国際的な動向、また、大麻栽培を取り巻く現状等、大麻をめぐる様々な状況の変化を踏まえ、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会の下「大麻規制検討小委員会」を設置、幅広い見地か

ら、その規制等のあり方について検討が行われた。そして、同委員会の「とりまとめ」において、大麻草の部位による規制から成分に着目した規制への見直し、大麻の「使用」に対する罰則の導入等について、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の改正に向けた方向性が示され、現在、法改正に向け検討を進めている。

危険ドラッグ事犯については、インターネットを利用した密売実態が認められることから、インターネット広告の監視、物品の買い上げ調査等を通じて、その流通実態の把握に努めるとともに、関係機関が連携を強化し、引き続き、様々な法令を駆使した取締りを推進する必要がある。

また、新たに流通が確認された未規制物質については、医薬品医療機器等法による指定薬物への迅速な指定を行うなど、引き続き規制を強化していく必要がある。

さらに、向精神薬や覚醒剤等の原料が不正に流通し、薬物事犯者の手に渡ることがないように、医療機関や取扱業者等の指導監督や密造事犯の取締りを徹底する必要がある。

今後も、薬物の供給側である薬物密売組織の壊滅による薬物供給の遮断と末端乱用者の取締りによる薬物需要の根絶に向け、関係省庁・関係団体の緊密な連携の下、総合的な対策を推進していく必要がある。

## 目標 4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

### (1) 密輸等に関する情報収集の強化

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
関係機関からの情報収集の推進	国内外関係機関との連携による密輸情報の早期入手及び活用	国内外関係機関との情報交換会等を開催し、密輸情報の早期入手に努め、分析を実施した結果、 <u>薬物密輸入事件を合同で摘発するに至った。</u> 【警、財、海、厚】
		麻薬取締部において、海外の複数捜査機関と「協力覚書（MOC）」を締結し、捜査の連携・協力体制の強化を行った。【厚】
		海外の捜査機関から得られた情報を活用したコントロール・デリバリー捜査を実施し、薬物密輸入事件の摘発に至った。【厚、警、財】
国民・民間団体等からの情報収集の推進	国民から広く密輸等の情報提供を求める活動の強化	国民の理解を得て、密輸等の情報提供を求めるため、街頭キャンペーンを実施した。【警、財】
		密輸ダイヤル「0120-461-961」を積極的に広報し、薬物等を含めた密輸入情報の提供を広く呼びかけるため、密輸情報提供リーフレットや密輸ダイヤル周知CM等を活用した。【財】
		情報窓口に対する国民の認識を広め、情報収集活動を推進するため、関係機関が広報活動を実施した結果、 <u>一般市民、海事漁業関係者や関係団体等から不審情報をはじめとする様々な情報が寄せられた。</u> 【財】
国民・民間団体等からの情報収集の推進	漁業関係者等との連携を通じた通報体制の確立	国民に対して、海上における犯罪等に関する情報提供を広く呼びかけるため、「海の緊急通報用電話番号118番」を積極的に広報した。【海】
		通報体制の確立を図るため、漁業関係者等の関係業界に対し密輸関連情報の提供を要請した。【警、財、海】 漁協、地域住民及び同地域に配置している税関協力員等に対し、薬物等の密輸入情報提供の依頼を行うとともに、不審船舶等に係る情報収集を実施した。【財】
		薬物等の密輸入情報を入手するため、財務省及び各税関において「密輸防止に関する覚書」（MOU）を締結している通関業者、船舶代理店等の関係業界団体等に対し、情報提供を依頼した。【財】
事件等を通じた情報収集の推進	検挙被疑者の突き上げ捜査等による核心を突いた密輸情報の入手	関係機関と緊密な連携の下、 <u>検挙被疑者の突き上げ捜査等による密輸情報の入手に努めた結果、薬物密輸入事件の摘発に至った。</u> 【警、厚、海、財】
	密輸入対策関係省庁会議を通じた密輸情勢に関する情報共有	統一的な戦略のもとに、情報収集体制を強化し、密輸事犯の効果的・効率的な取締りを推進するため、密輸出入取締対策会議等を通じて、関係機関間で密輸情勢や国際的な犯罪情勢について積極的な情報共有を実施した。【財、警、法、厚、海】



組織・装備の強化	情報収集・分析体制の整備	密輸取締強化のため、必要な人員を確保し、情報収集・情報分析を実施した。【警、財、厚、海】 令和4年4月に、麻薬取締部において国際情報官を新設し、海外の捜査機関との密輸情報に係る連絡及び調整並びに国内の捜査部門への共有の体制を強化した。【厚】
	薬物密輸入を想定した合同取締訓練実施による取締機関間の連携及び能力向上	関係機関間の連携を強化し、捜査官の能力向上を図るため、薬物密輸入時に実施されるコントロールド・デリバリー捜査を想定した関係機関による合同捜査訓練を実施した。【警、財、厚、海】
原料物質の輸出入対策・管理体制の強化	原料物質の国際的な輸出入動向と使用実態把握のための国連麻薬統制委員会（INCB）との連携強化	INCBとの連携を強化し、原料物質に係る輸出入動向及び使用実態を把握するため、国際会議への出席等を通じて、INCBとの間で情報交換を実施した。【厚、経】 原料物質の輸出入対策に係る各国・国際機関の連携強化を図り、乱用薬物の密造対策を推進した。【厚】
	事前通知制度を活用した原料物質の輸出入の監視の強化	原料の不正な輸出入に起因する麻薬の密造の抑止を図るため、INCBが実施する原料物質の輸出事前通知制度を活用し、原料物質に係る輸出入の監視を実施した。【厚】
	原料物質の適切な貿易管理のため、厳正な審査や広報啓発活動を実施	麻薬新条約上、国際的な流通管理を実施すべきと定められている原料物質について、麻薬製造に使われることを抑止するため、関係法令に基づき、国際会議等を通じた情報も踏まえながら輸出審査を厳格に実施した。【経】 麻薬原料物質に関する貿易管理の重要性に関し、我が国の主たる輸出事業者等の一層の意識向上を図るため、麻薬新条約における原料物質の新規追加等に係る国際動向および我が国における貿易管理の取り組み状況に基づき、輸出事業者等に対し、法律に基づく管理に加え、関連する問い合わせや事前相談等において必要に応じ規制の趣旨を説明する等、事業者の理解促進に努めた。【経】
	関係機関との合同立入検査等による原料物質の輸出入取締りを強化	取締りの強化を図るため、関係機関と緊密な連携の下、虞犯情報等に基づき合同立入検査を実施した。【海】
	原料物質の適正な流通確保のための麻薬・覚醒剤原料取扱業者に対する立入検査の実施	原料物質の適正な流通を図るため、麻薬向精神薬原料取扱者及び覚醒剤原料取扱業者に対し、管理及び流通状況等に係る立入検査を実施した。【厚】

(2) 薬物密輸ルートの解明と水際における取締体制の構築

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
海上、港湾等における監視・取締体制の強化	沿岸や港湾等の監視体制の強化と不審な貨物や船舶に関する情報等の収集	沿岸や港湾等における監視体制の強化と不審な貨物や船舶に関する情報等の収集に努めた結果、 <u>不審情報等様々な情報が寄せられた。</u> 【海、警、財、厚】
		港湾等における監視・取締体制等の強化を図るため、必要な人員を確保し、巡視船艇及び航空機を配備した。【海、警、財、厚】
		関係機関と不審な貨物や要注意船舶、要注意船員等の情報交換を積極的に行い、現場において合同監視取締りを実施した。【海、警、財、厚】
		令和4年10月から無操縦者航空機の運用を開始し、海洋監視体制の更なる強化を図った。【海】

海上、港湾等における監視・取締体制の強化	海上、港湾等の取締体制の強化のための所要の体制整備	<p>港湾等における監視・取締体制等の強化のため、必要な人員を確保し、巡視船艇及び航空機を配備するとともに、X線検査装置等の取締・検査機器を整備した。【海、警、財、厚】</p> <p>取締りの強化を図るため、関係機関による合同監視取締りを実施した。【警、財、海】</p>
	関係機関の相互補完のための情報交換の充実、合同による船舶への立入り検査、張込みや調査等の推進	<p>連携強化を図るため、現場レベルでの情報交換を推進し、合同による船舶への立入り検査、張込み等を実施した。【海、警、厚】</p>
	薬物密輸組織に対する内偵捜査等の強化のための体制の整備	<p>組織犯罪対策要綱に基づいて薬物密輸事犯の取締りを強化するため、捜査指導體制及び専従取締り体制の整備に努めた。【警】</p> <p>薬物密輸組織に対する内偵捜査等に係る捜査体制を強化するため、精度を高めた捜査資機材を導入した。【海】</p>
密輸手口の分析と対応した取締りの推進	関係機関間の緊密な協力及び各種捜査手法の向上	<p>より効果的・効率的な取締りを実施するため、関係機関間で、事件に即した各種捜査手法を検討し、薬物の密輸入事犯の取締りを実施した。【警、厚、海】</p> <p>関係機関の連携強化及び取締能力の向上を図るため、関係機関合同で、各種捜査手法を活用した訓練を実施した。【警、厚、海】</p>
	新たな形態の密輸手口に関する情報共有の推進	<p>取締りの強化を図るため、外国税関等から特異な密輸入事例や新たな密輸手口等の情報を入手して、我が国における密輸リスクの分析を行い、職員間で共有した。【財】</p> <p>密輸出入取締対策会議等を開催し、意見・情報交換を実施して、密輸手口に関する情報の共有を図った。【財、警、厚、海】</p>
	密輸手口等の密輸関連情報の収集・分析能力等による、検査対象を絞り込んだ取締りの重点化	<p>密輸手口や分析手法等について、外国税関等との情報交換を促進し、ビッグデータ解析を通じて、我が国における検査対象の絞り込みに活用した。【財】</p>
	密輸情勢に関する情報分析及び取締りへの反映	<p>関係機関間との情報交換を促進し、薬物の仕出国及び地域と関連する船舶、貨物、人等密輸情勢に関する情報を分析し、捜査対象を絞った重点的な取締りを実施した。【海】</p>
密輸リスクに対応した取締りの実施	旅客・貨物（郵便物含む）に関する事前情報等を活用した取締りの充実・強化	<p>本邦への入港前に報告された輸入貨物、船舶・航空機の旅客及び乗組員に関する事前情報等を活用した、検査対象貨物や検査対象者のスクリーニング（絞り込み・選定）を、AIの先端技術を活用しつつ的確かつ効果的に行うとともに、X線検査装置等の取締・検査機器を有効に活用し、重点的かつ効率的な検査を実施した。【財】</p>
	データベースの充実化による情報分析及び効果的な監視・取締り	<p>効率的な監視・取締りの推進を図るため、データベースの充実化を引き続き実施するとともに、集約した情報を分析評価の上、対象船舶等の絞り込みを行い、重点的な取締りを実施した。【海】</p>

巧妙化する密輸手口に対応した取締機器の増強・開発等	薬物密輸組織に対する視察内偵活動等の強化のための資機材の整備	薬物密輸組織に対する視察内偵活動等の強化のため、捜査資機材の整備を行い、整備した資機材を使用して密輸事犯の事件の証拠化に活用した。【警、財、厚、海】
	X線検査装置等の検査機器を有効に活用した検査の強化	X線検査装置等の取締・検査機器の有効活用により検査を強化した。【財】
	最新の技術を採用した検査機器の調査・研究及び薬物の探知性能の向上	多様化する密輸手口に対処するため、既存の取締・検査機器では検査困難な貨物に対する新たな探知技術の導入及び探知性能の向上等を目的とした調査研究を実施した。【財】
密輸等に関する薬物分析の推進	薬物の分析方法の研究・開発推進	薬物鑑定手法の向上に繋げるため、薬物の分析方法（薬物プロファイリングを含む。）の研究・開発を継続して推進した。【警、財、厚、海】
		薬物の流通ルートの解明に資するため、関係機関の研究所等との間で、分析データを共有した。【警、財】
		迅速な規制強化と薬物取締体制の構築を図るため、国立医薬品食品衛生研究所において、薬物鑑定法の策定・研究・標準品整備、毒性評価等を実施した。【厚】
	関係機関間での最新の鑑定・分析方法に関する情報交換、体制の強化	高度な分析方法の検討及び薬物分析に係る統一的な情報の共有を図るため、薬物分析等実務担当者会議等を開催し、新たな形態の規制薬物や未規制物質について関係機関の実務担当者間で情報交換を実施した。【警、財、厚、海】
		薬物分析における協力体制の強化を図るため、関係省庁の分析担当者間で最新の鑑定・分析方法に関する情報交換を実施するとともに、薬物プロファイリングの更なる活用を可能とするため、関係機関の研究所等との間で、分析データを共有した。【警、財】
		国立医薬品食品衛生研究所における薬物鑑定法の策定・研究・標準品整備、毒性評価等について、関係機関間で情報を共有した。【厚】
「覚醒剤プロファイル分析」の実施及び、覚醒剤類似物質や濃縮大麻等の新たに乱用される不正薬物に関する調査研究の実施	水際で押収された覚醒剤について、その科学的特徴を明らかにする「覚醒剤プロファイル分析」を継続して行い、比較可能なデータを蓄積した。【財】	
	液体大麻等新たな形態の大麻の分析事例を調査し、共有した。【財】	
保護基によってマスキングされた未規制物質の分析技術の確立と情報共有	保護基によりマスキングされた未規制物質について、規制薬物への指定を検討するため、文献等を用いて情報収集に努めるとともに、収集した情報について関係者間で共有した。【厚】	

(3) 水際と国内の関係機関が連携した薬物取締りの徹底

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
	コントロールド・デリバリー捜査の積極的な活用に向けた関係機関による積極的な合同捜査の推進	密輸入事犯において、関係機関が、合同捜査・調査等を推進し、コントロールド・デリバリー捜査を積極的に活用した結果、多くの薬物密輸入事犯を摘発するとともに、 <u>複数の密輸組織を摘発した。</u> 【警、財、厚、海】
	情報分析による暴力団等と海外密輸組織の結節点の解明	捜査を通じて入手した情報を集約・分析し、暴力団組員等からなる密輸組織と海外密輸組織の結節点の解明に努めた。【警、財、厚、海】
	税関による国際郵便物の検査が効果的に行われることを目的とした、日本郵便株式会社への協力の要請	国際郵便物の検査に係る現場レベルでの一層の連携強化が図られ、税関による国際郵便物の検査が効果的に行われるよう、日本郵便株式会社に対し協力を要請した。 【総、財】 日本郵便株式会社の国際郵便関係施設内において、X線検査装置等の設置場所の提供、税関からの要請に応じた郵便物の差出国別提示等の協力が行われた。【総】
	関係機関の緊密な連携、捜査手法の共有による薬物取締りの徹底	関係機関間において緊密な連携を取り、捜査・調査手法を共有した結果、統一的な戦略の下に効果的、効率的な取締りが実施され、令和4年の1年間に水際において、 <u>不正薬物全体で1,044件、約1,147キログラムの密輸を阻止した。</u> 不正薬物全体の押収量は、7年連続で1トンを超えた。【警、財、厚、海】
	共同で行う船舶に対する検査、張込み、調査等の一層の連携強化	各種捜査手法を活用した取締りや関係取締機関の連携強化により、覚醒剤等の薬物密輸事件の摘発強化を図るため、要注意船舶や要注意船員への取締りを効果的に行った。【財、海】

(4) 訪日外国人に対する広報・啓発活動の推進

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
広報媒体等を活用した広報・啓発 広報媒体等を活用した広報・啓発	広報媒体を活用した外国人に対する規制薬物持ち込み防止のための広報・啓発強化	訪日外国人の増加や海外からの密輸事案の増加、諸外国の薬物規制の変化等を背景として、訪日外国人が日本の薬物規制状況を十分に理解せずに日本に規制薬物を持ち込むこと等を防止するため、関係省庁で訪日外国人向けの薬物密輸防止に係る広報・啓発資料（英語版リーフレット）を作成し、各省庁のウェブサイトに掲載するとともに、同リーフレットの多言語化を図る等して情報発信を行った。また、関係機関を通じて、空港会社及び航空会社に対し、ウェブサイトでの情報発信に係る協力依頼文を発出した。さらに、日本の主要な空港会社のウェブサイトで同情報を発信し、空港内のデジタルサイネージに同リーフレットを掲載したほか、国内の主要な国際空港において訪日外国人向けの薬物密輸防止に係るキャンペーンを実施した。【財、警、厚、法、外、海】
		訪日外国人等が違法性を認識しないまま規制薬物を持ち込むことを防止するため、ウェブサイト上に訪日外国人向けのページを開設し、英語版のパンフレット、ポスター等を掲示するとともに、薬事関係法令の英訳を掲載した。【厚】
	船主・運航会社等に対する広報・啓発活動	船主・運航会社等に対し、訪日外国人による薬物持ち込み禁止に関する広報・啓発活動を実施した。【海】

<p>諸外国の 関係機関・団体 と連携した 広報・啓発</p>	<p>国際会議や諸外国の関係機関 を通じた薬物持ち込み禁止に関 する広報・啓発</p>	<p>諸外国機関における我が国の薬物取締に係る理解を向上させるため、国際会議や在外関係機関を通じて、薬物持ち込み禁止に関する広報・啓発活動を実施した。【警、財、厚、海】</p> <p>日本国内への薬物持ち込み防止に関する理解を深めるため、在日大使館関係者や外国政府の薬物対策担当者との情報交換を実施した。【警】</p>
---	---	---

**【まとめと今後の課題】**

全体として規制薬物の密輸事犯が著しく増加しており、足元では、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る水際対策の緩和以降、海外からの入国者による規制薬物の持ち込みが増加している。供給遮断の観点から密輸入阻止のための水際対策の徹底が非常に重要である。

効果的な密輸事犯の摘発のためには、情報収集・分析能力の向上が不可欠であり、広く国民に情報提供を求める広報活動を実施したほか、国内外の関係機関等が連携して、密輸手口・情勢等の情報共有に努めるとともに、各種捜査資機材及び人員の配備を強化し、海外密輸組織と国内の暴力団等の組織との結節点の把握に努めた結果、国内外の密輸組織の摘発に至った。

規制薬物の密造対策としては、国際麻薬統制委員会（INCB）と連携し、原料物質の輸出入動向を把握して監視体制を強化した。我が国においては、不正薬物の原料物質を用いた薬物密造事犯はほとんど確認されていないものの、東・東南アジア地域での覚醒剤密造事案が急増していることから、今後も原料物質の流通監視を継続して実施する必要がある。

また、密輸される多様な不正薬物に対応するため、未規制物質の分析技術の向上を図った。

さらに、日本人の海外渡航者及び訪日外国人による規制薬物持ち込みが問題となっていることから、日本人の海外渡航者に向けては、ポスター及び広報啓発グッズを作成して、国際空港において広報啓発を実施し、訪日外国人に向けては、英語等の言語で作成したリーフレットを関係機関のウェブサイトに掲載して情報発信したほか、空港会社のウェブサイトや国際空港のデジタルサイネージを利用して情報を発信するなど、関係機関が連携して、民間団体・事業者に対し、広報協力の働きかけを行い、規制薬物持ち込み防止に関する広報・啓発活動を実施した。

水際対策は、国内外の関係機関の密接な連携が最重要であり、国際情勢に柔軟に対応しながら、各機関の長所を生かしつつ、上記施策等を引き続き推進していく必要がある。

## 目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

### (1) 国際的な取締体制の構築による国内への薬物流入阻止

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
条約・協定等 を活用した 国際捜査協 力の推進	国際捜査共助や逃亡犯罪人引渡しを活用した国際的な共同オペレーションの推進	<p>薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域及びその他の周辺諸国との積極的な情報交換及び密輸取締りの一層の強化のため、国際捜査共助等を活用し、国際的な共同オペレーションを進めた結果、<u>薬物密輸入事案を摘発した</u>。【警、財、厚、海】</p> <p>国際捜査共助等を積極的に活用することにより、国際捜査協力を推進した。【法、警】</p> <p>[法：予算（当初）600,476千円の内数] [法：予算（補正含む）600,476千円の内数]</p>
	薬物の仕出国に対する積出防止措置の要請と過去の事案の事実関係の確認	<p>仕出国における我が国の取締りに係る理解を獲得するため、薬物の仕出国に対し、過去の密輸入事犯の事実関係を確認した。【警、財、厚、海】</p> <p>アジア・太平洋地域を中心とした覚醒剤等の薬物取締りに関する協力体制の構築を目的として毎年度開催してきた「アジア・太平洋薬物取締会議（ADEC）」は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止となったが、過去の参加国や仕出国、中継地として我が国への密輸に関連する国等へ、我が国の薬物情勢や関心事項を共有の上、情報交換等を実施した。【警】</p>
	薬物の仕出国への職員の派遣を通じた協力関係の構築及び国際的な連携協力の推進	<p>海外関係機関との協力関係を強化し、各国との緊密な連携・協力を促進するため、各国の薬物情勢・具体的な薬物密輸情報等を踏まえた上で、仕出国地域及びその周辺地域へ職員を出張させ、積極的に情報交換を実施した。【警、財、厚、海】</p>

### (2) 各国・地域における薬物乱用実態や取締方策の把握

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
薬物乱用対策に係る情報集約体制の強化	各国・地域で開催される国際会議への出席による薬物乱用対策の把握	<p>第65会期麻薬委員会（CND）会期間会合及び第66会期通常会合に出席し、麻薬関連条約による物質の新規規制及びNPS（New Psychoactive Substanceの略。新精神活性物質）に係る議論に積極的に参加したほか、アジア太平洋薬物取締機関長会議（HONLAP）等の地域会合に出席し、参加各国における薬物取締状況や薬物の密輸動向及び取締対策等に関する情報を入手するとともに、国際機関や諸外国関係者等と積極的な意見交換を行った。【警、外、財、厚、海】</p>
	各国・地域の海上保安機関との協力体制の強化	<p>北太平洋地域の海上保安機関を対象とした「北太平洋海上保安フォーラム」及びアジア地域の海上保安機関を対象とした「アジア海上保安機関長官級会合」の枠組みにより、各国海上保安機関との協力体制の維持及び強化を図った。【海】</p>

薬物乱用対策に係る情報集約体制の強化	各国・地域の薬物乱用対策に係る知見の収集、分析、発信	各国・地域の薬物乱用対策に係る知見を収集し、各国との連携強化を図るため、複数の薬物乱用対策に関する国際会議に出席し、各国の薬物乱用対策についての情報交換を実施した。【厚】
	インターネット対策等の各国・地域の薬物事犯に対する捜査手法の収集及び活用	薬物乱用対策に係る情報集約体制を強化し捜査情報として活用するため、各国担当者と情報交換を実施し、各国・地域における薬物事犯に対する捜査手法等に関する情報を入手するとともに、諸外国関係者等と積極的な意見交換を行った。【警、厚、海】
国際機関等と連携した薬物乱用対策に係る情報共有体制の強化	国際会議等への参加機会を利用した各国機関及び国際機関等との情報共有体制の強化	我が国のこれまでの薬物対策の実績に基づく知見を提供し、国際機関との情報共有体制を強化するため、第65会期麻薬委員会（CND）再開会期会合及び第66会期通常会合、CND地域別下部組織であるアジア太平洋薬物取締機関長会議（HONLAP）、危険ドラッグ等の合成麻薬対策の一環として国連薬物・犯罪事務所（UNODC）が実施している東アジア・東南アジア地域グローバルSMARTプログラム・ワークショップ、また、パリ合意フォーラムへの参加などを通じて、国際機関や諸外国関係者等と積極的な情報と知見の交換を行った。【厚、外、警、財、海】

(3) 国際会議・国際枠組への積極的な参画

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
情報交換や連携強化による積極的な国際貢献	HONLEA等の地域会議への出席を通じた薬物対策に必要な国際的・地域的取組の推進及びアジアの地域の薬物対策を強固にするための施策に関する協議や知見の共有	国際的・地域的な取組を推進し、アジア地域の薬物対策を強固にするための施策に関する協議や知見の共有を図るため、アジア太平洋薬物取締機関長会議（HONLAP）や世界税関機構（WCO）のアジア・大洋州地域情報連絡事務所（RILO A/P）が実施する取締プロジェクトへの参加などを通じ、国際機関や諸外国関係者等と積極的な情報と知見の交換を行った。【警、財、厚、海】
	CND等の国際会議や専門家会合等への積極的な参加を通じた我が国の取組や考えについての理解獲得、諸外国関係機関との連携強化	我が国の取組や考えについて諸外国・機関から理解を得るとともに、関係機関との連携を強化するため、第65会期麻薬委員会（CND）再開会期会合及び第66会期通常会合並びにグローバルSMARTプログラム・ワークショップへの参加を通じて、大麻、NPS（新精神活性物質）に関する我が国の立場や合成薬物対策を含む我が国の取組について情報共有を図ったほか、需要削減・供給削減・国際協力、各国の実情に応じた施策の推進等についての議論に参加した。なお、日本は継続的にCND委員国（全53か国で構成）を務めてきている（任期は2020年から2023年まで）。【外、厚、警、財、海】
	ハームリダクションの議論に係る我が国の考え方への理解の獲得	我が国の取組や考えについて諸外国・機関から理解を得るため、東アジア・東南アジア地域における取組の進捗を協議する機会となったグローバルSMARTプログラム・ワークショップへの参加を通じて、ハームリダクションの議論につき、薬物の需要削減と供給削減とのバランス、各国・地域特有の薬物事情を踏まえた上での取組選択の重要性を主張した。【厚、外、警、財、海】

協定等を活用した各国関係機関との情報交換	外国税関当局との協定等の締結による新たな税関相互支援の枠組の構築及び協定締結国の税関当局等との協力関係強化	<p>外国の税関当局との間で、薬物等の密輸に関する情報交換を含む協力を促進する二国間の税関相互支援協定等の協力枠組みの構築を推進した。【財】</p> <p>現在、アルゼンチン、ボリビア、セネガル、ベラルーシ、サウジアラビア及びバングラデシュ（計6か国）との間で署名に向けた交渉を行っている。【財】</p> <p>これまでに構築した協力枠組みを活用し、外国税関当局と、薬物等の密輸に関する情報を含む情報の交換を実施した。【財】</p> <p>経済連携協定（EPA）交渉においても、必要に応じ税関相互支援協定等と同じく、税関当局間の情報交換の規定が盛り込まれるよう取り組んだ。【財】</p>
	国際機関が設置している情報共有ネットワークシステム等の活用による各国の薬物乱用の情報収集	我が国の危険ドラッグを含む合成薬物問題に関する規制強化を図るため、国際機関が中心となって設置されている情報共有ネットワークシステム（EWA, IONICS等）等を活用するとともに、INCB、UNODC等の国際機関や各国の規制当局から直接薬物規制情報について入手し、各国における乱用薬物の情報収集を実施した。【厚】

(4) 主要な仕出国・地域等との協力体制の強化

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
技術支援等を通じた国際連携の強化	仕出国への技術提供や情報交換を通じた国際的な連携協力の推進	<p>各種国際会議において、各国関係当局と情報交換を実施した。【厚】</p> <p>アジア大洋州地域やアフリカ、中南米諸国等の、開発途上国税関職員を対象とした取締技法等に関するワークショップにおいて我が国の知見を共有した。また、不正薬物等の密輸情報等を収集するとともに、情報交換を実施した。【財】</p> <p>UNODCを通じて、国際的なモニタリング、イランや東南アジア諸国等における規制薬物等の違法取引等監視、削減のためのネットワークキング、国境における取締能力強化、タイにおける麻薬対策上脆弱性の高いミャンマー避難民の保護等を含め、麻薬三条約履行に関する取組を支援した。【外】</p> <p style="text-align: right;"><b>【予算 468 万米ドル(補正分含む)】</b></p>
	WCO加盟国のアジア・大洋州地域情報連絡事務所等における薬物情報の収集・分析や薬物密輸阻止に関する多国間の取組支援	WCOのアジア大洋州地域内における情報交換ネットワークの拠点であるアジア・大洋州地域情報連絡事務所（RILOA/P）への情報提供や多国間ワークショップへの協力等を実施した。【財】
	海上犯罪取締り能力向上のための研修を通じた国際連携の強化	各海上保安機関との国際連携の強化及び薬物密輸等の海上犯罪取締り能力の強化を図るため、アジア、アフリカ等の海上保安機関の現場指揮官クラスを対象とした「海上犯罪取締り研修」を開催した。【海】



技術支援等を通じた国際連携の強化	ADEC等の開催を通じた意見交換及び知見の共有	ADECは中止したものの、主要な仕出国の多いアジア・太平洋地域を中心とした覚醒剤等の薬物取締りに関する知見を共有し、捜査協力体制の構築を図ることを目的として、過去の参加国や我が国への密輸に関連する国等と、我が国の薬物情勢や関心事項の共有と意見交換を実施した。【警】
	アフガニスタンの代替開発支援等	UNODCを通じて、世界最大のケシ栽培地であるアフガニスタンにおける代替開発等を支援した。【外】 【予算(補正)300万米ドル】
	仕出地及びその周辺の捜査機関等との国際捜査協力の推進及び取締体制の強化	国際捜査協力を推進し、取締体制の強化を図るため、主要な薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域及びその他の周辺諸国の捜査機関と連携し、国際捜査共助等を積極的に活用した。【警、法、厚、海】 【法：予算(当初)600,476千円の内数】 【法：予算(補正含む)600,476千円の内数】
薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域等と連携した取締体制の強化	薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域等との国際捜査協力関係強化	関係国の捜査機関との国際捜査協力関係を強化するため、薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域及びその周辺諸国と情報共有等を実施した。【海】
	仕出国・地域及びその周辺国・地域の外国当局との情報交換の一層の強化	関係各国等との協力関係の強化を図り、国際的な取締体制の構築を促進するため、積極的な情報交換、会議への参加や取締能力向上のためのワークショップを実施し、実際に違法薬物の密輸を摘発するなどの成果が得られた。【財】
	国際郵便を利用した薬物密輸事犯が摘発された場合の仕出国の郵政関係機関に対する文書発出及び郵便職員等への協力要請	国際郵便を利用した薬物密輸事犯が摘発された国に対して、引き続き当該事犯に係る仕出国の郵政関係機関に対して文書を個別に発出するとともに、万国郵便連合(UPU)国際事務局に対し、薬物の密輸防止のため郵便物の引受検査徹底等の依頼を各加盟国の郵便事業体に周知するよう要請した。【総】
	仕出地又は中継地となっている国の取締能力向上の支援	我が国の薬物事犯と関係の大きい地域の国々などを中心とした覚醒剤等の薬物取締りに関する捜査協力体制の構築を目的として、過去のADEC参加国等に対し、我が国の薬物情勢や関心事項を共有の上、情報交換等を実施し取締能力向上のための支援を行った。【警】 薬物取締機関の上級幹部を招へいし、薬物取締りに関する情報交換と日本の捜査技術の移転を図るための「薬物犯罪取締セミナー」は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止したが、事案により関係国と個別に連携を図るとともに、過去の参加国等と、我が国の薬物情勢や関心事項を共有の上、情報交換等を実施した。【警】
	グローバルSMARTプログラムの支援によるアジアにおける合成薬物対策への地域的な取組強化	危険ドラッグ等の合成薬物対策の一環としてUNODCが実施しているグローバルSMARTプログラムへの継続的な拠出等の支援を通じ、アジアにおいて、NPS(新精神活性物質)を始めとする合成薬物対策への地域的な取組を強化した。【外】 【予算100,000米ドル】

### 【まとめと今後の課題】

近年、我が国への違法薬物の仕出国や中継国の多様化が進んでおり、薬物乱用防止の観点からも、国際的な薬物犯罪対策のネットワーク網の構築、強化が急務となっている。

そのため、国際会議や専門家会合を通じて、各国・地域の薬物情勢及び捜査手法に係る知見を収集するとともに、各国機関や国連薬物・犯罪事務所（UNODC）をはじめとする国際機関との連携強化を図り、国際的な共同オペレーションを実施した。

また、アジア地域における薬物対策を強固にするため、アジア太平洋地域麻薬取締機関長会議（HONLAP）等の地域会議に積極的に出席し、施策の協議や知見の共有を実施した。

一方で、国際社会での薬物乱用対策のイニシアチブを握るため、各国の情勢把握にとどまらず、我が国の取組や考えについても積極的に発信し、理解の獲得に努めた。

さらに、薬物密輸ルートの遮断を図るため、仕出国との情報交換、仕出国に対する研修等の実施を通じて、連携・協力を推進し、仕出国の取締能力強化を支援した。

国際的には、違法薬物の乱用はもとより、それらの乱用形態が多様化していることに加え、未規制物質の乱用が認められる等、薬物乱用の脅威が継続する一方で、それらに対する国際的な理解は未だ十分ではない。我が国としても、各国と連携強化を図り、最新の国際薬物情勢の把握に努めるとともに、我が国のNPS（新精神活性物質）等の対策における知見を積極的に発信する等、国際社会に貢献していくことが重要である。

薬物の不正取引が世界規模で展開され、その収益を資金源とした犯罪が横行する中、薬物犯罪対策のネットワーク網を強化することが、ひいては我が国の安全にも資するところ、薬物及び国際犯罪対策に知見を有する国連薬物・犯罪事務所（UNODC）をはじめとする国際機関や各国機関との連携をより一層強化し、プロジェクトを実施する方針である。

●全薬物事犯検挙人員

(人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4
検挙人員	13,292	13,437	13,887	13,841	14,019	14,322	13,860	14,567	14,408	12,621

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

(注)覚醒剤、大麻、麻薬・向精神薬、あへん事犯の検挙人員の合計。

●覚醒剤事犯検挙件数、検挙人員

(件、人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4
検挙件数	15,472	15,571	16,168	15,374	14,496	14,289	12,155	12,292	11,809	9,012
検挙人員	11,127	11,148	11,200	10,607	10,284	10,030	8,730	8,654	7,970	6,289

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●覚醒剤以外の薬物事犯検挙人員

(人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4
大麻	1,616	1,813	2,167	2,722	3,218	3,762	4,570	5,260	5,783	5,546
麻薬・向精神薬	540	452	516	505	505	528	558	638	639	783
コカイン	48	66	103	153	185	217	213	204	169	253
ヘロイン	20	7	3	0	9	10	7	7	0	0
MDMA等錠剤型合成麻薬	22	35	29	37	41	57	90	219	247	265
あへん	9	24	4	7	12	2	2	15	16	3

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●薬物押収量

(kg、MDMA等錠剤型合成麻薬は錠)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4
覚醒剤	846.5	570.2	431.8	1,521.4	1,136.6	1,206.7	2,649.7	824.4	998.7	475.3
乾燥大麻	198.0	166.6	104.6	159.7	270.5	337.3	430.1	299.1	377.2	330.7
大麻濃縮物										90.0
大麻樹脂	1.2	36.7	3.9	1.0	21.9	3.1	14.8	3.6	2.9	5.6
コカイン	124.1	2.3	18.6	113.3	11.6	157.4	639.9	821.7	15.1	42.8
ヘロイン	3.8	0.0	2.0	0.0	70.3	0.0	16.7	14.8	0.0	0.0
あへん	0.2	0.2	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	5.8	-
MDMA等錠剤型合成麻薬	2,147	608	1,074	5,122	3,244	12,307	73,915	106,308	80,623	95,614

出典：警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

(注)「0.0」とあるのは、押収量が微量であったことを表す。

●少年の覚醒剤事犯の検挙人員

(人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4
総数	125	94	119	136	93	98	97	99	115	103
うち中学生	1	2	1	7	0	3	3	0	1	1
うち高校生	15	12	14	18	8	13	10	11	13	12

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●少年及び20歳代の覚醒剤事犯の検挙人員

(人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4
総数	1,682	1,489	1,556	1,437	1,334	1,285	1,151	1,114	1,156	918
うち少年	125	94	119	136	93	98	97	99	115	103
うち20歳代	1,557	1,395	1,437	1,301	1,241	1,187	1,054	1,015	1,041	815

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●少年の大麻事犯の検挙人員

(人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4
総数	61	80	144	211	301	434	615	899	1,000	917
うち中学生	0	3	3	2	2	7	6	8	8	11
うち高校生	10	18	24	32	53	74	110	159	189	150

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●少年及び20歳代の大麻事犯の検挙人員

(人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4
総数	712	745	1,049	1,237	1,519	2,007	2,622	3,511	3,934	3,840
うち少年	61	80	144	211	301	434	615	899	1,000	917
うち20歳代	651	665	905	1,026	1,218	1,573	2,007	2,612	2,934	2,923

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●薬物乱用防止教室の開催状況

(校、%)

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3
小学校	開催校数	14,401	15,418	15,676	15,886	15,747	15,467			13,373
	開催率	67.1	72.3	76.2	77.3	79.1	78.6			70.7
中学校	開催校数	8,945	9,519	9,312	9,541	9,328	9,190			8,056
	開催率	82.8	88.3	88.9	91.0	91.0	90.6			82.0
義務教育学校	開催校数				25	85	151			228
	開催率				100.0	83.3	91.0			76.5
高等学校	開催校数	3,883	3,980	3,990	4,104	4,092	4,004			3,570
	開催率	81.3	83.6	84.6	86.3	86.4	85.8			78.0
中等教育学校	開催校数	38	37	39	40	68	78			64
	開催率	77.6	75.5	78.0	76.9	66.7	76.5			62.1

出典：文部科学省調べ

(注1) 各年4月1日から翌3月31日まで

(注2) 義務教育学校はH28より創設

(注3) H31・R1、R2は、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、調査を中止

●覚醒剤事犯検挙人員に占める暴力団関係者数

(人、%)

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4
検挙人員		11,127	11,148	11,200	10,607	10,284	10,030	8,730	8,654	7,970	6,289
	うち暴力団関係者	6,112	6,066	5,758	5,114	4,796	4,687	3,777	3,592	3,058	2,199
	構成比(%)	54.9	54.4	51.4	48.2	46.6	46.7	43.3	41.5	38.3	35.0

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●覚醒剤事犯における再犯者率

(人、%)

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4
検挙人員		11,127	11,148	11,200	10,607	10,284	10,030	8,730	8,654	7,970	6,289
	うち再犯者数	6,989	7,190	7,237	6,879	6,740	6,613	5,765	5,937	5,338	4,258
	比率(%)	62.8	64.5	64.6	64.9	65.5	65.9	66.0	68.6	66.9	67.7

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●出所受刑者の2年以内再入率（覚醒剤取締法違反）

(人、%)

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2
出所受刑者人員		6,422	6,649	6,788	6,456	6,184	6,144	6,134	5,982	5,367	5,008
	うち2年以内再入者数	1,286	1,316	1,324	1,338	1,187	1,149	1,061	957	846	776
	比率(%)	20.0	19.8	19.5	20.7	19.2	18.7	17.3	16.0	15.8	15.5

出典：法務省調べ

●薬物密輸入事犯検挙件数・検挙人員

(件、人)

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4
覚醒剤	件数	127	154	78	85	130	137	293	87	62	146
	人員	181	180	102	108	159	172	357	143	95	196
大麻	件数	47	42	67	49	89	107	123	105	120	78
	人員	51	43	64	52	77	94	122	103	145	92
麻薬・ 向精神薬	件数	70	66	129	86	108	139	148	94	103	124
	人員	61	76	125	87	80	108	116	84	126	155
あへん	件数	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	人員	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
合計	件数	245	262	274	220	327	383	564	286	286	348
	人員	294	299	291	247	316	374	595	330	367	443

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●危険ドラッグ事犯検挙人員

(人、%)

		H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4
指定薬物に係る医薬品医療機器法違反		826	653	383	183	140	130	275
	うち少年	10	2	1	1	2	3	17
	構成比(%)	1.2	0.3	0.3	0.5	1.4	2.3	6.2
医薬品医療機器法違反以外の法令違反		162	73	50	17	19	34	37
	うち少年	4	0	0	1	0	0	3
	構成比(%)	2.5	0	0	5.9	0	0	8.1
合計		988	726	433	200	159	164	312
	うち少年	14	2	1	2	2	3	20
	構成比(%)	1.4	0.3	0.2	1.0	1.3	1.8	6.4

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

(注) 医薬品医療機器法違反以外の法令違反とは麻薬及び向精神薬取締法違反、交通関連法令等。